

アメリカ株式会社社会計制度の史的構造(三)

伊藤 邦雄

目次

- 第一章 序論
- 第一節 本論文の意図と研究範囲
- 第二節 本論文の課題と基本的立場
- 第三節 会社法計算規定の構造
- 第四節 「資本と利益の区別」の意義
- 第二章 会社法配当計算規定の展開(その一)
- 第一節 序説——配当規制の諸類型
- 第二節 十九世紀における配当規制の特徴
- 第三節 弾力的配当計算規定の登場と払込剰余金の配当可能性
- 第四節 配当計算における資産評価原則
- 第三章 会社法配当計算規定の展開(その二)
- 第五節 近代的会社法計算規定の登場
- 第六節 利益剰余金基準の台頭
- 第七節 模範事業会社法(MBCA)の配当計算規定
- 第四章 会社法配当計算規定の展開(その三)
- 第八節 序
- 第九節 一九七七年カリフォルニア会社法成立の要因
- 第十節 一九七七年カリフォルニア会社法の計算規定(以上23号)
- 第五章 自己株式会計
- 第一節 序
- 第二節 従来の自己株式会計論の系譜
- 第三節 MBCA成立前の会社法自己株式規定
- 第四節 (利益)剰余金控除説の生成と発展

- 第五節 資本相殺説と（利益）剰余金控除説の抗争
 - 第六節 純資産控除Ⅱ（利益）剰余金拘束説の確立
 - 第七節 会社法による通説の吸収
 - 第八節 通説の発展的消滅
 - （以上24号）
- 第六章 企業結合会計（その一）（以下本号）
- 第一節 資本醸出説
 - 一 序
 - 二 一九二〇年代および三〇年代の通説
 - 三 資本醸出説の特徴
 - 第二節 企業承継説（利益剰余金承継説）の登場
 - 一 J. R. Wildman & W. Powell 説の概要
 - 二 J. R. Wildman & W. Powell の位置づけ
 - 第三節 原初的二元論の登場
 - 一 原初的二元論への発展の契機
 - 二 W. T. Sunley & P. W. Pinkerton 説
 - 三 E. L. Kohler 説
 - 第四節 近代会社法合併会計規定
 - 一 利益剰余金承継規定の嚆矢
 - 二 会社法合併会計規定の類型
- 三 会社法合併会計規定の二つの解釈論
 - 第五節 二元論の再登場から確立へ
 - 一 二元論再登場の理論的背景
 - 二 二元論の再登場
 - 三 二元論の確立
 - 四 一九五〇年代および六〇年代の実務の趨勢
- 第七章 企業結合会計（その二）
- 第六節 持分プリーング会計否定論の台頭
 - 一 A. R. Wyatt 説の概要
 - 二 A. R. Wyatt 説と資本醸出説
 - 第七節 会社法結合会計規定のその後の展開
 - 一 一般に認められた会計原則との乖離の認識
 - 二 一九六二年改正模範事業会社法
 - 三 一九五九年および一九六三年ベンシルヴァニア改正事業会社法
 - 四 一九六七年イリノイ改正事業会社法
 - 第八節 会計原則と会社法企業結合会計規定
 - 一 会社法の立場からする会計原則の解釈
 - 二 持分プリーング会計と会社法
 - 三 会社法における持分プリーング会計と資産評価

第六章 企業結合会計(その一)

——二元論の由来とその確立への道程——

第一節 資本醸出説

一 序

アメリカにおける株式会社会計の中で最も論争の多い会計問題の一つが企業結合会計である。この問題はつとに今世紀の初頭から多くの論者によって、ある時は断続的に、またある時は継続的・集中的に取りあげられてきた。この問題をめぐる論議は一九四〇年代中頃以後にわかに活発化し、とりわけ会計研究公報第四〇号が公表されたからは、多くの会計専門家のみならず法律家をも論争の渦に巻き込んできた。しかし、いまだ十分な解決をみていない。その意味で、企業結合会計はいわば古くして新しい問題といえよう。

ところでアメリカでは、企業結合をめぐる用語のはなはだしい混乱がある。⁽¹⁾ 例えば企業結合あるいは合併を指す用語として、“business combination,” “merger,” “consolidation,” “amalgamation,” “unification,” “acquisition” 等が極めてルーズに、そして互換可能なものとして使われている。したがって個々の用語がいかなる内容を意味するかは、各文脈において判断するしかない。

とはいえ、上に挙げた用語のうち “merger” と “consolidation” の二語の意味は少なくとも会社法においてはほぼ確立されていることは、ここで指摘しておく必要がある。すなわち、会社法では二つ以上の法人格が一つの法人格に合一し、その結果一つ以上の法人格が消滅する会社の結合を「法律上の合併」(statutory merger or consolidation)

という。これは、わが国でいう合併にあたる。そしてこの「法律上の合併」のうち、合併当事会社の一つが存続し、他の合併当事会社がそれに吸収され消滅する形態を「吸収合併」(merger)、または合併当事会社すべてが消滅し、それらが新たに設立される会社に合一される形態を「新設合併」(consolidation)という。

二 一九二〇年代および三〇年代の通説

ここに資本醸出説⁽²⁾とは、合併の本質を消滅会社が存続会社または新設会社の株式を取得する代わりに、その純資産ないし財産を醸出する取引とみなし、そのような本質観に基づいて合併の会計処理を行なう方法をいう。つまり、合併を通常の株式の発行による資本調達取引と何ら変わらないとみるのである⁽³⁾。

したがってこの処理法によれば、具体的には消滅会社の利益剰余金を存続会社(新設会社)の帳簿上、資本金または資本剰余金(すなわち払込資本)として処理することになり、消滅会社の利益剰余金を引継ぐ余地はない。この資本醸出説を唱える論者のすべてが、消滅会社から受継ぐ資産の評価法について言及しているわけではないが、ほぼ共通するところは、消滅会社の資産をその帳簿価額で引継ぐのではなく、収益力や株価等を考慮して再評価すべきことを説いていることである。このような資本醸出説は、存続会社(新設会社)の株式を対価とするすべての合併を、基本的には上述の処理法によって統一的に説明しようとしている点で一元論として位置づけることができよう。

ところで、このような会計処理法は一九二〇年代には既に多くの会計専門家によって支持され、いわば通説として確立されていた。例えば当時の代表的なテキストである H. A. Finney の『会計学原理』(一九二三年)では、消滅会社の固定資産および棚卸資産については財産評価人(appraiser)による評価が必要であると、さらに、のれんの価値を確定するためにその収益力が考慮されなければならないとし、その総額をもって資本金勘定に貸記すべきこと

が説かれている。⁽⁴⁾なお、Finney は必ずしも明示的には述べていないが、再評価された消滅会社の純資産総額が発行される株式の額面総額より大きい場合には、当該差額は資本剰余金とするのが彼の見解である。というのは Finney は同書の別の箇所で、資本剰余金 (capital surplus) あるいは払込剰余金 (paid-in surplus) を明確に認識しているからである。⁽⁵⁾

さらにまた、資本剰出説が一九二〇年代のみならず一九三〇年代にも依然、通説としての地位を保っていたことも文献的に容易に考証できる。⁽⁶⁾

三 資本剰出説の特徴

さて、資本剰出説といっても幾つかのヴァリエーションがあり、必ずしもその主張の内容が同一なわけではないが、後の企業結合会計の展開との関係で、ここで同説のほぼ共通する特徴を整理しておくのがよいであろう。それは以下の三点に要約できる。⁽⁷⁾

- (イ) 合併は本質的に、通常の株式発行と同種の、消滅会社の財産を対価とする資本調達取引であるから、消滅会社の利益剰余金を存続会社 (新設会社) に引続くことはできず、かつ剰出された財産は公正価値による評価が行なわれなければならない。
- (ロ) 合併によって新たな (経済的) 企業が生まれるのであるから、そのような企業は利益剰余金をもって出発することはできない。さらにその場合には新たなアカウントビリティが生じ、合併後の企業は新規出発 (fresh start) しなければならない。
- (ハ) 利益剰余金は個々のエンティティにとってのみ意味があるのであるから、企業は合併によって他企業の利益剰

余金を取得することはできない。

注

- (一) Henry W. Ballantine, *Ballantine on Corporations*, rev. ed. Chicago: Callaghan and Company, 1946, p. 681; William M. Fletcher, *Cyclopedia of the Law of Private Corporations*, 1973 Revised Volume, Chicago: Callaghan & Company, 1978, Volume 15, pp. 6-8 参照。
- (2) この点から「資本離出説」はわが国でいう現物出資説と実質的に同じであるが、本章はアメリカを直接の対象としてゐるから、彼等の混乱を避けるため別の呼称を用いた。
- (3) ただ、受取る対価が通常の株式発行の場合には現金であるのに対し、合併では消滅会社の財産すなわち現物であるという趣きである。
- (4) H. A. Finney, *Principles of Accounting*, Vol. II, New York: Prentice-Hall, Inc., 1923, ch. 47, pp. 3-7.
- (5) H. A. Finney, *op. cit.*, Vol. I, ch. 7, p. 14 and ch. 8, pp. 2-3.
- (6) 塚本邦雄 Anthur S. Dewing, *The Financial Policy of Corporations*, 3rd rev. ed., New York: The Ronald Press Company, 1934, p. 602; Robert E. Payne, "Accounting as Affected by the New Illinois and Pennsylvania Corporation Acts, *Certified Public Accountant*, November 1933, pp. 674-675.
- (7) この点の要約は「税」史的展開を無視して以下の文献等を用いて行なった。
- Raymond P. Marple, *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, New York: The Ronald Press Company, 1936, pp. 149-150, Thomas York, "Nature of 'Acquired' Surplus", *Journal of Accountancy*, Vol. 69 (May 1940), pp. 363-368; William T. Sunley & William J. Carter, *Corporation Accounting*, rev. ed., New York: The Ronald Press Company, 1944, pp. 427-428; William W. Wernitz, "Corporate Consolidations, Reorganizations and Mergers," *New York Certified Public Accountant*, Vol. 15 (July 1945), pp. 379-387; William A. Paton & William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, New York: The Macmillan Company, 1955, pp. 39-46.

第二節 企業承継説(利益剰余金承継説)の登場

一 J. R. Wildman & W. Powell 説の概要

既に明らかにしたように、一九二〇年代には既に資本醸出説が通説としての地位を確立していた。いや、むしろそれ以外の説が存在していなかったといったほうが適切かもしれない。ところが、一九二八年にこの通説に対する有力な批判論が J. R. Wildman & W. Powell によって提起された。そしてこの批判論は、当時の会計界に大きな波紋を投げかけた。ともあれ、まず彼らの見解をみてみることにしよう。

最初に注意しておくべきことは、彼らの関心は合併における当事会社の剰余金とりわけ配当可能剰余金の取扱にあるということである。彼らは次のようにいう。

「剰余金の問題こそが、法律上の合併における中心課題である。そして、その究極的問題は、結合剰余金 (consolidated surplus) のうちどれだけだけが配当可能であるかという点にかかわる。」⁽¹⁾

まず吸収合併の場合について、Wildman & Powell は次のように述べて、消滅会社の(配当可能)剰余金の新設会社への承認をいわば当然視する。

「ある会社が他会社の株式すべてを所有し、当該他会社が……剰余金をもっており、かつ資産と負債が合併される場合には、被吸収会社の剰余金を資本化する代わりに、それを存続させることが適当であることについては疑う余地がないように思われる。」⁽²⁾

こうして彼らは、論述の主眼を新設合併の場合に置く。そしてまずは、彼らが批判しようとする通説、すなわち剰余金の存続を否定する論者の言い分を次のように紹介する。

「新設合併に関してはなほだ議論の多い点は、法律上の合併が新設の会社によって行われる場合には当該会社はその剰余金を喪失するという考え方にかかわる。この考え方に賛成論を唱える論者は、新設会社が利益からの剰余金を得るのに十分な長さの期間にわたり営業することなしに剰余金を取得することは不可能であると論ずる。いい換えれば、会社は剰余金をもって営業を開始することはできないというわけである。すなわち彼らは、合併当事会社の剰余金は当該会社が合併された時に資本化されると考えるのである。」⁽³⁾

明らかに、引用文の中で言及されている論者とは資本醜出説を支持する者である。しかし Wildman & Powell は、この説を「事柄の実体ではなく、形式に着眼した」と批判的に分析する。そして、ここに「事柄の実体」とは、「単に法的な便法 (legal convenience) として新会社が設立されたにすぎないという事実」であり、このことを明確に認識すべきだといっているのである。

では、Wildman & Powell 自身はこの問題に対してどのように考えるのか。結論は次のとおりである。

「新設合併前の資産価値が、それらを新たな所有者に移転するという正式な法的手続によって必然的に変化するわけではなく、また当事会社の負債は合併というプロセスによって増減するものでもない、このような状況のもとでは、資産が負債を上回る超過額は、新設合併の前後で依然として同一であるように思われる。つまるところ、当該超過額が合併前に配当可能剰余金を表わしていたのならば、それは必然的に合併後も同一のものを表わさなければならぬ。」⁽⁴⁾

つまり Wildman & Powell は、従来の資本醜出説に対する批判論として、いわば利益剰余金承継説を唱えたのである。

II J. R. Wildman & W. Powell 説の位置(七)

A. R. Wyatt はその著『企業結合会計の批判的研究』の中で、持分プリーング法のメルクマールである ④合併当
 事会社の利益剰余金の存続会社(新設会社)への承継および ⑤承継資産の帳簿価額での引継という二点が Wildman
 & Powell の所説に認められると指摘している。確かに持分プリーング法の会計処理面だけに着目するならば、その
 主要な二つのメルクマールは素朴な形ながらも彼らの所説に見出せる。

では、このことをもって果たして彼らの所説を、会計研究公報第四〇号に代表されるような持分プリーング法と同
 類のものとして位置づけることができるであろうか。結論から先にいえば、否である。なぜなら後に明らかにするよ
 うに、会計研究公報第四〇号にいう持分プリーング法は二元論におけるそれであり、買取法あるいは合併形態との関
 連において二元的にとらえるものであるのに対し、Wildman & Powell の所説は合併形態にかかわらず一律に利益
 剰余金の承継を主張するものだからである。したがって、必ずしもこの時点で持分プリーング法という用語を用いる
 ことは適切ではないが、あえてそれを用いるとすれば、Wildman & Powell の所説はこの意味で一元的持分プリー
 ング法の嚆矢として位置づけることができるであろう。

さて、上にも述べたように Wildman & Powell は自説の論拠として、新会社の創設が単なる「法的な便法」にす
 ぎない点を指摘するのであるが、彼らはまた、もっと一般的に次のようにもいう。

「合併という行為は明らかに、合併当事会社が以前に享受していなかった、剰余金と配当に関するいかなる権利をも
 移転すべきでない。同様に、合併は合併当事会社が以前に享有していたいかなる権利をもはく奪すべきでない。」⁽⁹⁾

要するに、合併当事会社が合併前に有していた利益剰余金をも含む諸権利は、そのまま存続会社(新設会社)に承
 継されるべきだというのである。後に第四節で明らかにするように、このような考え方は合併法(merger and con-

solidation statutes)の意図にほかならない。つまり、彼らの所説はいわば企業承継説とでもいうべき考え方に基づくものなのである。

このことは、会社法における合併規定の意図ないし趣旨が Wildman & Powell 説に理論的根拠を与えたことを意味する。いい換えれば、合併規定の意図ないし趣旨が合併会計における利益剰余金承継説あるいは一元的分分フリーング法の生成の契機となったと推論できるのである。そして、この推論の妥当性は次の二点によっても傍証しうるであらう。すなわち、第一に Wildman & Powell がその著書で先の引用文の後に、利益剰余金の承継を明文をもって認めている一九二七年ウイヌコンシン会社法の規定を掲げ、合併法の意図が同規定にみごとに具体化されていると指摘していること、および彼らの著書が無額面株式規定をはじめとする会社法規の詳細な考察をその特徴としていること、第二に有数の会社法学者 E. M. Dodd & R. J. Baker が、上記の合併法の意図に基づいて利益剰余金の資本化(すなわち資本醸出説)に反対する主張が現われたことを指摘し、その論者として Wildman & Powell を挙げていることである。⁽⁷⁾

- (1) John R. Wildman & Weldon Powell, *Capital Stock without Par Value*, Chicago: A. W. Shaw Company, 1928. pp. 221-222.
- (2) John R. Wildman & Weldon Powell, *op. cit.*, p. 219.
- (3) John R. Wildman & Weldon Powell, *op. cit.*, p. 224.
- (4) John R. Wildman & Weldon Powell, *op. cit.*, p. 224. 454 p. 233 参照。
- (5) Arthur R. Wyatt, "A Critical Study of Accounting for Business Combinations," *Accounting Research Study No. 5*, New York: AICPA, 1963, pp. 19-20.
- (6) John R. Wildman & Weldon Powell, *op. cit.*, pp. 233-234.

(7) E. Merrick Dodd, Jr. & Ralph J. Baker, *Cases on Business Associations*, Chicago: The Foundation Press, Inc., 1940, p. 1146.

第三節 原初的二元論の登場

一 原初的二元論への発展の契機

以上の考察から明らかのように、一九二〇年代後半には合併の会計処理とりわけ消滅会社の利益剰余金の取扱をめぐって、資本醸出説と企業承継説という相対立する二つの立場が併存していた。ただし注意すべきは、利益剰余金の承継を主張する企業承継説は資本醸出説に遅れて登場し、当時はまだ少数説だったにもかかわらず、かなり有力視されたことである。⁽¹⁾そして、この事実はその後の企業結合会計の展開に少なからぬ影響を与えた。

では、このような相対立する立場の併存という状況は、その後どのように展開あるいは解決されていったのであるうか。結論から先にいえば、このような状況は一九三〇年代に入り一部の論者により、両立場の折衷すなわち二元論の提唱によって止揚された。

私見によれば、このような展開は、Wildman & Powell 説の普遍妥当性の欠如に起因する必然的發展として位置づけることができる。確かに新会社単に法的な便法として設立され、新会社と合併当事会社との間に実質的差異を認められないような類の合併もあるが、場合によっては合併により合併当事会社と実質的に異なる会社が生まれることもあるからである。要するに、彼らの所説は当時の合併すべてを十分に説明することができなかったのである。

さて、上述の折衷説は一九三一年に W. T. Sunley & P. W. Pinkerton によって、そして一九三二年には E. I. Kohler によって、合併を二つのタイプに分類し、それぞれに資本醸出説と企業承継説を適用するという形で示された。これらの折衷説に共通する特徴は、新会社の設立は単なる法的便法にすぎないという Wildman & Powell が示した、ややラフで具体性に欠ける利益剰余金存続の論拠に代わって、財務的持分 (financial interests) あるいは所有者持分 (ownership) の継続性というより具体的に、して明確な判定基準を提示して、合併を二元的に処理すべきことを説いたことである。

まず最初に、Sunley & Pinkerton の見解を考察することにしてしよう。

Sunley & Pinkerton は、合併における利益剰余金の取扱をめぐる立場として次の三つを挙げる。それらは (a) 合併形態説 (viewpoint of technical form)、(b) 企業合一説 (viewpoint of combined enterprise)、(c) 持分プール説 (viewpoint of pooled financial interests) である。⁽²⁾

まず (a) の合併形態説は、既述の資本醸出説に相当するものである。この説の特徴は、取引の実体よりも形態に着目している点にある。すなわち、実質的には同一の合併も、この説によると吸収合併が新設合併のいずれの形態をとるかによって、利益剰余金の取扱が全く異なってしまうのである。⁽³⁾

次の企業合一説は、合併に参加する企業は継続企業 (continuing enterprise) であり、それらは形態こそ変化すればそれ以外は不変であるから、継続企業において創出された剰余金は、単なる形態の変化ゆえにその性格までも変化する⁽⁴⁾と考えるべきでないというものである。したがってこの立場は既述の企業承継説を指し、Wildman & Powell の唱えた一元的持分プーリング法と軌を一にする。

Sunley & Pinkerton の所説の真骨頂は最後の持分プール説にある。この説は、先に述べた二つの立場がともに極

端にすぎるといふ認識から生まれたものである。この説によれば、合併は次の二つに区別される。第一は二つまたはそれ以上の財務的持分（つまり、各合併当事会社の株主持分）が合一する合併であり、第二は一つまたはそれ以上の財務的持分が他のそれを買ひあげる（buy out）合併である。具体的には、前者は消滅会社の株主が存続会社（新設会社）の株主となる場合で、その場合にはプールされた当該財務的持分は不変とみなされ、したがって消滅会社の剰余金はそのまま存続する。これに対し後者の場合には、資本醸出説と同様に消滅会社の剰余金は資本化される。⁽⁵⁾

要するに、この持分プール説は、先の合併形態説と企業合一説の折衷説であり、いい換えれば資本醸出説と企業承継説とを選択適用するという二元論なのである。

以上のように持分のプールされる合併とそうでない合併という分類は、後に登場する持分プーリング・買収という分類に基本的に一致する。Sunley & Pinkerton は「持分プーリング」(pooling of interests) や「買収」(Purchase) という用語こそ用いていないが、それに類似する言葉を用い、さらにまた、それぞれに一定の会計処理を対応させているのであるから、その先見性は高く評価されてよいであろう。また、当時の合併会計とりわけ利益剰余金の取扱をめぐる諸説を整理し、従来の対立を折衷説の提示によって解決しようとしたことは、企業結合会計の史的発展において大きな意義をもつ。

III E. L. Kohler 説

次に E. L. Kohler の見解をみよう。彼は W. A. Paton 編『会計士ハンドブック』の第二版において、簡潔ながらも二元論を明確に示した。

まず Kohler は、「合併において通常従うルールは、消滅会社の利益剰余金勘定が合併によって消滅するというもの

である」として、従来からの通説である資本醸出説を例示をまじえて紹介する⁽⁶⁾。しかし重要なことは、このルールは合併において「実際に所有者持分に変化があったという前提に基づいている」と彼が指摘していることである⁽⁷⁾。

では、所有者持分に変化がなかった場合にはどうするのか。Kohler はその場合には利益剰余金が存続すると述べ、それを裏づけるために先に示した Wildman & Powell の結論を引用するのである。

次の結論は、Kohler の見解が明らかに二元論であることを物語るものである。

「一般に合併によって生ずる株主の変化は利益剰余金の消滅をもたらすが、他方、以前独立であった株主グループの合一は、特定の行為によって消滅されない限り、利益剰余金の存続をもたらす⁽⁸⁾。」

以上、Sunley & Pinkerton をよび Kohler の二元論を考察したのであるが、両説とも持分の継続性の内容についての具体的検討がみられず、単純に持分の継続性という基準だけが提示されていることから、彼らの所説は一九五〇年以降に A I C P A (A I A) によって発表された二元論との対比において、原初的二元論として位置づけることができるとであろう。

(1) このことは、Wildman & Powell の所説が Sunley & Pinkerton の著書の中で「企業合一説」として説明され、また Kohler の見解の中でも彼らの所説が大きく引用されていることから明らかであろう。

(2) William T. Sunley & Paul W. Pinkerton, *Corporation Accounting*, New York: The Ronald Press Company, 1931, p. 494.

(3) William T. Sunley & Paul W. Pinkerton, *op. cit.*, pp. 494-496.

(4) William T. Sunley & Paul W. Pinkerton, *op. cit.*, pp. 496-497.

(5) William T. Sunley & Paul W. Pinkerton, *op. cit.*, pp. 497-498.

(6) E. L. Kohler, "Capital Stock," in William A. Paton, ed., *Accountants' Handbook*, 2nd ed., New York: The Ronald

Press Company, 1932, Section 17, p. 949.

(7) E. L. Kohler, *op. cit.*, p. 950.

(8) E. L. Kohler, *op. cit.*, p. 950.

第四節 近代会社法合併会計規定

一 利益剰余金承継規定の嚆矢

アメリカの会社法で最初に合併における利益剰余金の承継をうたったのは、一九二七年ウイスクンシン会社法であるといわれている。同法の一八二・一四条の一項は、原則として無額面株式に対する対価は全額資本金に計上しなければならぬとしながらも、「剰余金を有する現存企業の株式と交換に無額面株式を発行する場合には、当該剰余金は配当支配に充当しうる剰余金として保持することができる」と規定する。

例えば Wildman & Powell や Sunley & Pinkerton は、この規定を合併における利益剰余金の承継を認めたものと解釈するのであるが、⁽¹⁾また他方で、この規定は単に株式の交換の場合を規定しただけで、果たして合併の場合を指すのかどうか疑わしいと評釈する論者もある。⁽²⁾

この意味で紛れもなく、合併における利益剰余金の存続を明文をもって認めた会社法の嚆矢は、一九二九年オハイオ一般会社法である。同法の三八条⁽³⁾項は次のように規定している。⁽³⁾

「二つまたはそれ以上の会社がこれまでに、または今後新設合併ないし吸収合併したか、またはする場合、あるいは会社がこれまでに、または今後会社更生法を行なったか、または行なう場合にはいつでも、合併当事会社または更生前の会社の帳簿に記載されている利益剰余金は、それが資本化されない限りにおいて、新設会社ないし存続会社また

は更生後の会社の帳簿に利益剰余金として計上することができ、かつ今後とも利益剰余金とみなすことができる。」

二 会社法合併会計規定の類型

いうまでもなく、配当制限として貸借対照表剰余金基準を採用する会社法は、合併における利益剰余金の取扱をこ
とさらに規定する必要はない。というのは、そのような会社法のもとでは合併によって創出される剰余金が払込剰余
金（資本剰余金）であろうが利益剰余金であろうが、配当可能財源には何ら影響はないからである。

この点でオハイオ法は異例である。同法は払込剰余金からの配当を許容する規定をもちながら、イリノイ、カリフ
オルニア、ミネソタ、ペンシルヴァニアといった利益剰余金テストを採用する会社法の合併会計規定と同旨の規定を
もっているからである。したがってこのような合併会計規定は「余計である」と評する論者もいるが、⁽⁴⁾しかし私は
そのように考えない。いや、むしろ必要であると考ええる。なぜなら第三章第五節で明らかにしたように、オハイオ法
のもとでは払込剰余金からの配当については株主に対しその旨を開示することが義務づけられているからである。す
なわち、同法においては剰余金の源泉別経理が要求されているため、合併において生ずる剰余金を払込剰余金とす
か、それとも利益剰余金とするかは会計的に重要な問題なのである。

ところで、会社法における合併会計規定、とりわけ利益剰余金の存続に関する規定は大きくは、それについて明文
規定を設けているタイプとそうでないタイプとに分けることができる。もちろん前者は、配当制限基準として利益剰
余金基準を採択する会社法と符合する（オハイオ法は例外）。そしてこのタイプはさらに、利益剰余金の存続を義務
づけるタイプとそれを許容するタイプとに分けられる。以下、これら二つのタイプの規定を具体的にみることにしよ
う。

まず利益剰余金の承継を明文をもって義務づけている会社法は、一九三三年イリノイ事業会社法(六九条)と一九三三年ペンシルヴァニア事業会社法(九〇七条)である。両者はほぼ同内容の規定を置いているので、ここではイリノイ法の六九条一項(8)号の規定を掲げておく。

「吸収合併または新設合併当会社の純資産のうち、当該合併の直前に配当可能であった総額は、その額が株式の発行またはそれ以外の方法により表示資本に組入れられない限りにおいて、当該存続会社または新設会社によって引続き配当可能とされなければならない。」

なお、この規定の解釈、とりわけ「されなければならない」(shall)という文言の評釈については、次章第七節で詳しく論ずる。

次に、利益剰余金の承継を許容している会社法は、一九三一年カリフォルニア一般会社法と一九三三年ミネソタ事業会社法である。最初に前者の当該規定を示そう(三六一条一項(6)号)。

「合併当会社の帳簿に記載されている剰余金は、それが株式の発行またはそれ以外の方法によって資本金に組入れられない限りにおいて、これを新設会社または存続会社の帳簿に、場合に応じて利益剰余金または払込剰余金として計上することができ、かつ以後そのように扱うことができる。」

続いてミネソタ法の二〇条IX項は次のように定めている。

「二つまたはそれ以上の会社が今後、新設合併または吸収合併を行う場合には、合併当会社の利益剰余金は、それが資本金に組入れられない限りにおいて、これを新設会社または存続会社の利益剰余金として扱うことができる。」

三 会社法合併会計規定の二つの解釈論

なぜ会社法が合併における利益剰余金の承継を許容ないし義務づけているかについては、二つの解釈論が示されている。

そのうちの一つは比較的少数の論者がとるもので、その代表的論者は T. York である。York によれば、一つの会社が他の会社を会社として取得ないし吸収するという考え方は事実と合致しないとされる。すなわち、合併取引の本質は、存続会社または新設会社が消滅会社の資産を取得し、その対価として負債を引受け株式を発行する取引と解するのである。そして彼はこのような基本的認識に基づいて、合併取引を財産を対価とする株式の発行とみ、したがって合併から生ずる剰余金は払込剰余金にほかならないと主張する。⁽⁵⁾

York はこのような合併本質観に立って、会社法における合併会計規定の立法趣旨を解釈する。彼の解釈論の前提をなしているものは、資本醜出説を唯一・正当な会計処理法とする考え方である。ただ、この処理法を行うと、存続会社（新設会社）は合併による発行済株式の増加に対応できるだけの配当可能利益をもつことができないため、株主は以前よりはるかに低い配当（あるいは無配）に甘んじなければならなくなり、いきおい望ましい会社合併そのものが阻まれてしまう。だから会社法は消滅会社の利益剰余金の承継を許容しているのだ、というのが York の解釈論である。⁽⁶⁾

以上要するに、York に代表される解釈論は、合併取引の本質からしてその会計処理には唯一つの方法すなわち資本醜出説しか存在せず、会社法も当然それを前提としながら、ただ存続会社（新設会社）の配当政策に対する配慮からそのような処理法に対する例外として利益剰余金の承継を許容したとするものである。

もう一つの解釈論は、会社法は合併による消滅会社の権利義務の存続会社（新設会社）への包括的移転の一環として、利益剰余金の承継を認めているとする見解である。この解釈論は比較的多くの論者によって支持されているもの

である。例えば E. M. Dodd & R. J. Baker は、合併法の意図を次のように簡潔に説明している。

「合併法の意図は、それまで別個だった会社企業が、その継続性を中断することなく結合することを認可することにある。債権者の請求権は制定法によって必然的に存続企業に引継がれるし、所有者持分は株式によって引続き表彰されるのである。……法人は(合併によって)死滅するが、その過程で法人が拡張され、あるいは新しく創出されるのである。」⁽⁷⁾

すなわち、会社合併法の趣旨は、各合併当事会社の存続会社(新設会社)における継続性を認め、当事会社の諸権利をそのまま包括的に存続会社(新設会社)に引継がせることにあるとするのである。そして、このことから消滅会社の所有者持分の一つである利益剰余金も当然に、存続会社(新設会社)に承継することが認められるというのである。例えば会計学者 R. J. Sprouse も、カリフォルニア一般会社法およびミネソタ事業会社法の合併会計規定を検討した後、次のように述べている。

「持分ブリーディング法が、別個の企業の(存続会社または新設会社における)継続として法律において認められていることは、州法の規定から明白であるように思う。」⁽⁸⁾(傍点は伊藤)

以上要するに、多数の論者によって支持されている解釈論は、合併法の趣旨をいわゆる企業承継説に求めて、それから利益剰余金の承継ないし持分ブリーディング法が導かれているとみるのである。

なお、これらの解釈論の当否は、次章におけるヨリ詳細な検討の後に明らかにされるであらう。

(7) John R. Wildman & Weldon Powell, *Capital Stock without Par Value*, Chicago: A. W. Shaw Company, 1928, p. 234. William T. Sunley & Paul W. Pinkerton, *Corporation Accounting*, New York: The Ronald Press Company, 1931, p. 498.

- (2) Thomas York, "Nature of "Acquired" Surplus," *Journal of Accountancy*, Vol. 69 (May 1940), pp. 367-368.
- (3) この規定は一九二七年法にはなく、一九二九年の改正で初めて設けられたものである。
- (4) Thomas York, *op. cit.*, p. 367.
- (5) Thomas York, *op. cit.*, pp. 363-365.
- (6) Thomas York, *op. cit.*, pp. 365-366.
- (7) E. Merrick Dodd, Jr. & Ralph J. Baker, *Cases on Business Associations*, Chicago: The Foundation Press, Inc., 1949, p. 1146.
- (8) Robert T. Sprouse, *The Effect of the Concept of the Corporation on Accounting*, Ph. D. Dissertation, Univ. of Minnesota, 1956 (reprinted by Arno Press, in 1976), p. 192

第五節 二元論の再登場から確立へ

一 二元論再登場の理論的背景

(A) W. W. Wernitz 説

さて、一九三〇年代の中頃から鳴りを静めていた企業結合(合併)会計をめぐる論議は、一九四〇年代の中頃に至りにわかに活発化してきた。その口火を切ったのは、一九四五年六月にアメリカ会計士協会とニューヨーク州公認会計士協会の協賛のもとに実務法律協会(Practicing Law Institute)にやって開かれた講座での SEC 主任会計士 W. W. Wernitz の講演であり、それを収録した *New York Certified Public Accountant* 誌一九四五年七月号の彼の論文⁽¹⁾であった。そこで以下、同論文の内容をみてみることにしよう。

Wentz は「存続会社または新設会社が合併当事会社の一つまたは全部の利益剰余金に等しい利益剰余金をもって出発することができるか」という問題意識を起点として、議論を展開する。この問題に対して確たる論理的回答を与えることこそ、ほかならぬ一つの合併会計論の提示につながるものであり、彼はそのために自説を積極的に主張する。

Wentz の見解を最もよく表わしているのは次の一節であろう。

「私見によれば、通常、吸収合併または新設合併の場合に、消滅会社の利益剰余金を存続会社（または新設会社）の利益剰余金として引継ぐことは妥当でない。事実、当該結合が新たな事業または経済的企業（new business or economic enterprise）を生ぜしめる場合には、いかなる利益剰余金も、すなわち法的に『存続する』会社のそれできえも利益剰余金として引継ぐことができるかは疑わしい。⁽²⁾」

彼はまた、次のようにもいう。もし存続会社ないし新設会社が消滅会社とは実質的に異なる競争上ないし取引上の地位（competitive or bargaining position）を得るならば、消滅会社の蓄積利益によって新企業の成功度を測定することは妥当でな⁽³⁾い。

要するに、Wentz は原則として、存続会社または新設会社が利益剰余金をもって出発することを否定するのである。

しかし、Wentz は複雑な企業結合を以上のような原則論で割り切れないことを十分承知していた。すなわち、彼は以下の四つの要素を考慮したうえで、上記の処理法とは異なる例外的処理法——利益剰余金の承継——も認められるとするのである。⁽⁴⁾

- (a) 合併当事会社の相対的規模、すなわち、一方の会社が他方の会社よりはるかに大規模であれば、それは明らかに真の合併（truly merging）と⁽⁵⁾買収（buying up）である。

- (d) 合併当事会社間の株式の保有状態を含む関連 (affiliation) の度合。
- (c) 合併による所有者持分の変動の程度。
- (b) 合併当事会社間の合併前の営業上の関係。
- 実は、Wentz 論文の真価は会計処理を決定するためのこれら四つの具体的規準を示したことにある。すなわち、一九三十年代初めに原初的の二元論において示された持分の継続性という単一の、そして単純な規準を、ヨリ精緻化した形で示したことにあるのである。

(B) W. M. Black 説

Wentz の見解は原則として利益剰余金の承継を否定するものであったが、今度は逆に利益剰余金の承継を積極的に主張する W. M. Black の論文⁽⁵⁾が *Journal of Accountancy* 誌の一九四七年三月号に発表された。この論文は、一九四六年に SEC によって消滅会社 (存続会社はもちろんのこと) の利益剰余金の承継が認められた Colanese Corporation of America と Tubize Rayon Corporation との合併を主として紹介・論評したものであるが、この論文により企業結合会計をめぐる論議はますます盛んになった。

Black の見解の骨子を要約すれば、次のとおりである。合併 (merger) と取得 (acquisition) との間には重要な違いがある。合併の場合には、合併当事会社の株主の「経済的および財務的持分が実際にプールされ統合される」(actual pooling and unifying of the economic and financial interests) ことになる。すなわち、各合併当事会社の株主は合併後は、消滅会社の純資産を含む存続会社 (新設会社) の純資産に対する持分を有するのであり、したがって消滅会社において株主がその持分を有している利益剰余金は存続会社 (新設会社) に引継がれるべきである⁽⁶⁾。

これは、いわば原則論である。やはり Black も Wertz と同様、利益剰余金の承継の可否を含む会計処理法の決定に際しては幾つかの要素を考慮すべきであるとし、そのような要素として不十分ながらも、各合併当事会社の相対的規模、各合併当事会社の営業の補完性⁽⁸⁾、所有者持分の継続性⁽⁹⁾を挙げている。

以上の Wertz と Black の見解は互いに対照的であるが、ともに原則的には一元論の色彩を強くもつ。しかし他方で、幾つかの規準を示して例外的な会計処理を認めている点で文字とおりの二元論に発展する可能性を秘めている。そして後の展開との関係においてとらえれば、このような可能性をはらむ弾力的見解こそ後に登場する文字とおりの二元論の理論的背景をなし、その登場に少なからず貢献したのである。

二 二元論の再登場

(A) J. J. Fuld 説

J. J. Fuld は *Harvard Law Review* 誌の一九四七年九月号に企業結合に関する論文⁽¹⁰⁾を発表した。同論文の会計的側面に関する基本的特徴は、企業結合を達成するための法的形態ないし技術がその会計処理を決定すべきではないという認識のもとに、企業結合を「真の合併」(true merger)と「取得」(acquisition)とに分け、それぞれに適用されるべき別個の会計処理を特定している点にある。

Fuld は当該企業結合を取得でなく合併とみなす要因として、(イ)各合併当事会社の規模がほぼ同じであること、(ロ)消滅会社の普通株主が存続会社(新設会社)の普通株式を受取ること、(ハ)存続会社(新設会社)の取締役会が各合併当事会社からのほぼ同数の取締役に構成されていることの三点をあげている⁽¹¹⁾。

以上、当該企業結合が「取得」とみなされる場合と「真の合併」とみなされる場合のそれぞれの会計処理法につい

この Fuld の説明をきこう。

まず当該企業結合が「取得」とみなされる場合には、通常の取得の場合と同様に取得するものの評価が必要となる。そして、もし取得する資産の評価額がそれと交換に発行される株式の発行価額より大きい場合には、のれんが発生する。さらに「取得」の場合には、消滅会社の利益剰余金は存続会社（新設会社）の資本剰余金とされる。⁽¹²⁾

これに対し当該企業結合が「真の合併」とみなされる場合には、存続会社の利益剰余金そのまま保持されることはもちろんのこと、消滅会社の利益剰余金もそれに加えられる。また、この場合には「取得」の場合と違ってのれんが発生することはない。⁽¹³⁾

以上より Fuld の文字どおりの二元論は、一九三〇年代初期の原初的の二元論とはかなり異なるものであり、またその論述や用語法からして、先に考察した Wernitz や Black 説を基礎としていることは明らかであろう。ここに原初的色彩を払拭した二元論が再登場したのである。

(B) E. B. Wilcox 説

E. B. Wilcox は *Journal of Accountancy* 誌の一九五〇年二月号に「企業結合——合併、買収およびその会計手続の分析——」と題する論文⁽¹⁴⁾を発表した。その論旨は基本的に、後に述べる会計研究公報第四〇号と一致するものである。このことは Wilcox が会計手続委員会の委員であり、同公報の作成に参加していることに照らせば何ら不思議はない。したがって見ようによっては、同論文は会計研究公報第四〇号よりはるか詳細にわたっていることから、後者の非公式の解説ないし予備草案と解することも許されるであろうし、また Wilcox の見解が同公報にいかん影響を与え、そして反映されたかを窺い知ることができる。

Wilcox は会計研究公報第四〇号と同様に、合併を二つのタイプ——一つは消滅会社の株式持分のすべてまたはほとんどすべてが存続会社（新設会社）において継続する合併であり、もう一つは株式持分が相当に変化する合併——に分け、それぞれに別個の会計処理を行なうべきことを説く。ただ注意すべきは、それら二つのタイプの合併に与えられている名称が同公報における名称と若干異なるという点である。Wilcox は上に挙げた二つのタイプの合併のうち、前者を「merger」、そして後者を「purchase」と呼んでいる。

Wilcox 論文を詳しく紹介することは後の論述と重複するので差控えるが、一つ指摘しておくべきことは、Wilcox の見解はこれまでに述べた Wertz, Black や Fuld 説の成果を多かれ少なかれ採り入れ、その上に成り立っているということである。

三 二元論の確立

(A) 会計研究公報第四〇号および四三号

AI A の会計手続委員会は一九五〇年に、「企業結合」と題する会計研究公報第四〇号を発表した。⁽¹⁵⁾ まず、同公報の要点を記そう。

(イ) 同公報の目的は、会社合併の二つのタイプである持分プリーニング (pooling of interests) と買収 (purchase) とを区別し、それぞれのタイプに適合する会計処理を明らかにすることにある。(par. 1)

(ロ) 会計目的上、持分プリーニングと買収との区別は、企業結合の付带的状況 (attendant circumstances) によって決定されるべきである。両者の区別規準である付带的状況は次の四つである。③所有者持分の継続性、④合併当事会社の相対的規模、⑤経営者または経営支配権の継続性、⑥営業の類似性もしくは相互補完性。これらのうち最

も主要な規準は⑧であるが、それとても決定的なものではなく、すべての規準が総合的に考慮されなければならない。(Par. 2 & 3)

(ハ)当該合併が買収とみなされる場合には、受入れた資産は取得会社の帳簿上に、その取得に要した貨幣額で測定された原価で記録されなければならない。もし現金以外の対価が支払われた場合には、その公正価値(fair value)または受入れた財産の公正価値のうち、いずれかヨリ明確な額で記録されなければならない。これは資産の購入のための会計に適用される手続と一致するものである。(Par. 4)

(ニ)当該合併が持分プリーングとみなされる場合には、新たなアカウンタビリティの基礎は生じない。したがって合併当事会社の資産の帳簿価額がそのまま引継がれる。(Par. 5)

以上が会計研究公報第四〇号の骨子であるが、これ以外に後の立論との関係では是非とも指摘しておかなければならない点が幾つかある。第一に、同公報では「二つまたはそれ以上の会社が、それまで行ってきた経営活動を単一の(single)会社で行う目的で合一もしくは結合する」(傍点は伊藤)、いわゆる法律上の合併に対象が限定されていることである。

第二に、持分プリーングと買収との区別が、吸収合併とか新設合併という法的区別や純資産の配当可能性に対する法的配慮とは切離して行なわれるべきことが明言されていることである。

第三に、当該合併が持分プリーングとみなされる場合で、合併当事会社の一つが当該合併計画前に他の合併当事会社によって子会社として取得されていたときは、当該取得前の子会社の留保利益のうち親会社の持分は合併会社の留保利益勘定に含めてはならないと指示されていること。

第四に、当該合併が持分プリーングとみなされる場合には、合併当事会社の留保利益を引継ぐことができる(may)

として強制されていないことである。

A I A の会計手続委員会はその後一九五三年に、会計研究会報第四三号を公表し、⁽¹⁶⁾前述の同公報第四〇号をわずかの字句の修正をしただけで、その第七章 C 節に採録した。

以上、本節で述べた一連の事象を歴史的に通観してみると、次のことがいえるであろう。すなわち、一九四〇年代の中頃以降に再登場した二元論はいまだ個人的見解の域を出なかったが、一九五〇年に会計研究公報第四〇号が発表されたことにより、それは A I A の公式的見解として結実し、さらに一九五三年にそれが同公報第四三号によって再確認されたことにより、ここに買収法・持分ブリーディング法という二元的企业結合会計が一般に認められた会計原則として確立されたのである。

(B) 会計研究公報第四八号および五一号

会計手続委員会は一九五七年に再び「企業結合」と題する会計研究公報第四八号を発表した。⁽¹⁷⁾これにより、それまで効力をもっていた同公報第四三号の第七章 C 節は失効した。

同公報は従来⁽¹⁸⁾の第四〇号や四三号よりはるかに詳細になり、例えば「所有者持分」(ownership interests)という用語の定義が新たに加わり、また買収・持分ブリーディングの区別規準の一つである所有者持分の継続性についてははるかに詳しい説明がみられる。ただ、われわれの関心は史的発展という点にあるので、以下ではもっぱら第四八号に就いて変更された点、およびそのような変更の理由や意義に焦点をあてながら分析を進めることにする。

まず第一の大きな変更点は、従来は法律上の合併に限られていた企業結合の対象が拡張され、企業結合後も結合当事会社⁽¹⁹⁾が別個の法人格をもつ親・子会社として存続する企業結合をも包含するに至ったことである。

第二の変更点は、買収と持分プーリングとの区別規準にかかわる。第四八号で示されている規準は次の四つである。

①所有者持分の継続性、②結合当事会社の相対的規模、③経営者または経営支配権の継続性、および④営業の継続性。これらの規準のうち①と③は第四三号と実質的に同じであるが、④は若干内容が変化した。さらにまた②について第四八号は「企業結合当事会社の相対的規模は必ずしも決定的なものとはならない」とし、具体的に結合当事会社の一つが結合後の全議決権付株式数の九〇%ないし九五%もしくはそれ以上を取得した場合には、当該企業結合は買収とみなされると指示している (para. 6)。裏からいえば、これは企業結合当事会社の一つが結合後の全株式数の一〇%以上の株式を取得すれば、当該結合は持分プーリングとみなされる可能性を示唆するものである。要するに、相対的規模規準を従来に比して実質的に緩和したといえよう。⁽¹⁸⁾

なお、多くの人々は第四八号の区別規準は全般的にみて、従来よりはるかに広範な自由裁量を経営者に与えるものであるとの心証をいだいたようである。⁽¹⁹⁾

次に第三の変更点は、持分プーリングの場合における利益剰余金(留保利益)の承継に関して従来の公報が「できる」としていたのに対し、一転して「ねばならない」(should)と改めた点である。これは決して些々たる変更ではない。文言の変更以上に会計処理に重大な影響を与える。では、なぜ会計手続委員会はこのようにその立場を一変したのであろうか。これを説明するにあたっては、次の A. R. Wyatt の説明が参考にならう。

「会計研究公報第四八号は実務において展開されてきたプーリング概念の一つの側面——持分プーリング会計においては、当事会社の留保利益がプールもしくは結合されなければならないこと——を認識した。それ以前には、プーリング概念を適用するにあたって留保利益勘定をプールするには若干の躊躇があった。恐らくその理由は、法律上の効果 (legal consequences) について疑義があったこと、および以前から A I C P A が他会社の取得によって会社の留

保利益を増加させることはできないという立場をとっていたことである。しかし持分プリーングは取得とはおよそ異なる企業事象 (business event) としてより適切に理解されるようになったため、留保利益勘定の合算は従来の禁止規則にあたらなないと考えられたのである。……配当可能性に関する法的地位は従来より軽視されるに至った。⁽²⁰⁾」

上記引用文では二つの理由が指摘されている。しかしハンドブックの一章として書かれたことから、その叙述がかなり圧縮されているため、これらの理由を私の解釈をも加味して以下に敷衍しよう。

まず第一の理由は、留保利益の承継を任意とせずに義務づけると、それが果たして会社法上、配当可能利益として認められるかどうか疑わしく、時に会社法と対立することにもなりかねないという配慮が従来の公報において働いていたことを意味するものであろう。つまり留保利益の承継を任意としておけば会社法の規定との関係で利益剰余金を引継ぐことも資本化することもでき、したがって会計原則が会社法と抵触するのを回避できるといふわけである。このことから第四八号が留保利益の承継を義務づける文言に変更したことは、同公報が配当可能利益という法的観点を軽視するに至ったことを物語る。

もう一つの理由は、A I C P A (A I A) が従来から他会社の取得によって会社はその留保利益を増加させることはできないという立場をとってきたことに関連する。確かに一九三二年に A I C P A の株式取引所協力特別委員会によって勧告され、一九三四年に同協会の会員によって採択された六つのルールのうちの第三(後に掲載)がこのことを定めており、第四三号もそれを再確認し、その第一章 A 節に採録している。しかし Watt がいうように、その後、持分プリーングと取得 (acquisition) との異質性が認識されたため、前者の場合における留保利益の承継が必須とみなされるようになったのである。⁽²¹⁾

最後の変更点は、第一および第三の変更点とも関連する。前述の一九三四年に A I C P A の会員によって採択され

た六つのルールのうちの第三とは、次のようなものであった。

「取得 (acquisition) 前に創出された子会社の利益剰余金は、親会社および子会社の連結利益剰余金を構成しない。さらにまた、このような利益剰余金から声明されたいかなる配当も、親会社の収益勘定に貸記することはできない。」このルールはその後二〇年以上にもわたって連結会計を支配し、その間、会社の取得にあたって利益剰余金の承継はできないものと一般に解されてきた。

ところが会計研究公報第四八号はこのルールからの離脱をはかった。すなわち、同公報はそのパラグラフ一〇で、当該企業結合が持分プリーリングとみなされ、しかも結合当事会社がその後も親・子会社として存続する場合には、連結貸借対照表において子会社の利益剰余金を合算するのが適切だと指示したのである。しかしその際、同公報は「持分プリーリングは (先のルールにおける) 取得 (acquisition) ではない」とその理由を説明した (Par. 10)。論者の中にはこの説明を、従来のルールと「表面的なつじつま」を合わせようとした、とどちらかというと批判的に受けとめる向きもあるが、大方は先の Wyatt のように持分プリーリングの本質をヨリ正しく認識したものと評価した。

なお、一九五九年に発表された会計研究公報第五一号は上述の第四八号のパラグラフ一〇を受けて、「買収によって取得された子会社の取得日現在の利益剰余金または欠損金は、連結利益剰余金に含めてはならない」と指示した (Par. 9)。これは裏からいえば、持分プリーリングにおける子会社の利益剰余金の承継を認めたものである。

(C) 会計原則審議会意見書第六号および一〇号

会計研究公報第四八号が公表されてから数年たった一九六四年に、A I C P A の評議員会は「会計原則審議会の意見からの離脱の開示」と題する特別公報⁽²⁴⁾を全会一致で採択した。同公報の内容を要約すると以下の三点になる。

(イ)会計原則審議会意見書は「一般に認められた会計原則」の基本的要件たる相当に権威ある支持 (substantial authoritative support) をもつ。

(ロ)従前の会計手続委員会によって発表された会計研究公報は、会計原則審議会意見書と同様に「相当に権威ある支持」をもつ。

(ハ)実務において会計原則審議会意見書または会計研究公報からの離脱があった場合(ただし重要性を勘案)には、その旨を監査報告書または財務諸表の脚注に開示しなければならない。

会計原則審議会はこの特別公報を受けて会計研究公報の全面的な見直しを行い、翌一九六五年に「会計研究公報の現状確認」と題する会計原則審議会意見書第六号⁽²⁵⁾を公表した。その中で同意見書は会計研究公報第四八号について次のように指示した。

「当審議会は、会計研究公報第四八号は持分プリーニングである企業結合と買収である企業結合とを区別するための一般的な基本原則 (General philosophy) を表現したものととして、そのまま継続されるべきであると信ずるが、パラグラフ五および六で述べられている規準は例示的な指針であって、必ずしも文字どおりの非弾力的な要件ではないことをここに強調しておく。」(par. 22)

つまり会計原則審議会は従来の買収法・持分プリーニング法という二元論を基本的にそのまま踏襲し、ただその区別規準の弾力的適用を勧告したのである。ここに一九五〇年代に確立された二元論は、相当に権威ある支持をもつ一般に認められた会計原則として不動の地位を固めたのである。

さらにまた、会計原則審議会は一九六六年に「総括的意见——一九六六年」と題する会計原則審議会意見書第一〇号⁽²⁶⁾を発表した。そこでは企業結合会計に関しては、持分プリーニングとして処理された場合の財務諸表の修正 (re-

企業結合当事会社の相対的規模

会計処理法

小規模会社の存続会社に対する規模	持分プーリング法					
	1949年-1952年			1954年-1958年		
	1949年-1952年	1954年-1956年	1958年-1960年	1949年-1952年	1954年-1956年	1958年-1960年
3%未満	1	1	22	3	7	33
3%-5%	0	2	15	2	6	11
5%-10%	5	3	23	26	22	13
10%-15%	5	6	12	12	7	4
15%-20%	0	4	10	6	8	2
20%-30%	9	5	0	5	3	1
30%超	6	15	7	0	2	2
合計	26社	36社	89社	54社	55社	66社

statement) について、会計研究公報第四八号の一部が改められただけであった。これは意見書第六号と同様に公報第四八号のルールをほぼ全面的に是認し、その効力の継続を指示したことを意味する。

四 一九五〇年代および六〇年代の実務の趨勢

(A) 持分プーリング会計の汎用

以上、一連の会計研究公報や会計原則審議会意見書を検討することによって、一九五〇年代および六〇年代における企業結合の一般に認められた会計原則を跡づけた。次の課題は、このような一般に認められた会計原則が当時の会計実務にいかなる影響を与え、またどの程度実務において準拠されたかを明らかにすることである。

一般に、一九五〇年以前には買収会計(資本醸出説に基づく会計処理)が広く行われていたことが知られているが、一九五〇年代の分析には上に示した Wyatt の実態調査が参考になるであろう。⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾

この表から、持分プーリングとして処理された企業結合件数が年を追うにつれて大幅に増加していることがわかる。ただ、この表をみるうえで注意しなければならないことは、買収・持分プーリングの分類が資産評価の側面からなされていることである。例えば Wyatt によ

れば、一九四九年から五二年の間には二六件の持分プリーニングのうち十一件だけが、また一九五四年から五六年の間には三六件の持分プリーニングのうち二七件の企業結合だけが利益剰余金をプールした。⁽²⁹⁾ なお、このような資産評価と利益剰余金の取扱との背離の最も大きな理由としては、会社法が法律上の合併要件に合致しない限り、利益剰余金の承継を禁じていたことが指摘されている。⁽³⁰⁾

さらにまた、このような持分プリーニング会計の汎用傾向が一九六〇年代になっても続いたことが多くの論者によって明らかにされている。⁽³¹⁾

(B) 汎用の諸要因

以上から、一九五〇年代および六〇年代にかけて持分プリーニング会計が増加の一途をたどったことが明らかとなった。そこで次に、そのような持分プリーニング会計汎用の要因ないし背景を明らかにしよう。

まず第一の要因として、企業結合以降の損益計算に与える影響を挙げることができる。いうまでもなく近年のような恒常的インフレーション期（もちろん当時も第二次大戦後の物価騰貴時にあった）にあっては、買収法による個々の受入資産はその帳簿価額をはるかに上回る公正価値で評価されることになる。そして、このような帳簿価額と公正価値との差額が個々の費用性資産またはのれん等の無形固定資産に配分されると、損益計算にあたって持分プリーニング法に比べはるかに多額の費用を計上しなければならず、当該差額分だけ期間利益を圧縮することになる。これが経営者の好まざるところであることは論ずるまでもなからう。⁽³²⁾ このような買収法による損益計算に対する悪影響が、一株当り利益 (earnings per share) ひいては株価に対する悪影響と相まって経営者を持分プリーニング会計に走らせたのである。⁽³³⁾

なお、以上はのれんは何年かにわたって償却されるという前提で話を進めたが、もし当該差額を全額のれんに計上しても、その償却が強制されなければ損益計算に与える影響は買収法でも持分プリーング法でも同じになる。そこで次に、当時いかなるのれんの会計が行なわれていたかを知る必要がある。

会計研究公報第四三号が発表される以前には、第二四号が無形固定資産会計の一般的な指針とみなされていた。⁽³⁴⁾ 一四四四年に公表された第二四号は、無限の耐用年数をもつとみなされるのれんを含む無形固定資産を利益剰余金のみならず資本剰余金にチャージして消去する処理法を、「長い間にわたって確立され広く認められてきた」として容認した。

これに対し第四三号は、このような第二四号の立場とは相当に異なる立場を表明した。すなわち、無形固定資産の償却は、それが損益計算書をミスリーディングなものとする場合を除き、収益にチャージすることによって償却しなければならぬと勧告したのである。これによって、のれんを利益剰余金または資本剰余金にチャージする道が閉ざされた。結局、第四三号が従来より一般に用いられていた買収会計に対する足かせとして働き、持分プリーング会計を促進する触媒的機能を果たしたのである。これが第二の要因である。

さらに、のれんの償却による純利益への影響とは別に、経営者がのれんを貸借対照表に計上することを忌避するという一般的傾向、およびそれを計上したとしても、多額ののれんを貸借対照表において繰延べることに對する経営者の拒絶反応を第三の要因として指摘することができよう。⁽³⁵⁾

次に第四の要因として、持分プリーングによる税務上の利点を挙げることができる。すなわち、税務上、株式の交換による企業結合は免税 (Tax Free) とされたことである。⁽³⁶⁾ つまり、結合当事会社の株主が自己の所有する株式と交換に他会社の株式を取得する場合には、当該株主は資本利得税を支払う必要がなかったのである。

税務上のもう一つの要因は、課税所得の算定にあたって、買収法によって生じた受入資産の帳簿価額と公正価値との差額(特にのれん)の償却額は損金算入が認められなかったことである。⁽³⁶⁾このような税務上の措置は必ずしも買収法によって会計処理することを阻止するものではないが、やはり会計上の処理(利益)と課税所得とが一致する持分プリーング法が好まれたのである。⁽³⁷⁾

続いて第六の要因は、留保利益ないし配当可能利益に対する影響に求められる。⁽³⁸⁾買収法は被結合会社の留保利益を資本化し、配当可能利益を圧迫するからである。なお、買収法はこの点と第一の要因の二重の意味で配当可能利益を圧迫することになる。これに対し持分プリーング法は被結合会社の留保利益を承継することができるため、配当可能利益を保持できるという利点をもつ。

ところで、以上の持分プリーング会計に有利な要因は、持分プリーングの判定規準の解釈そのものにも影響を与えた。すなわち、一九五〇年代前半には、企業結合が持分プリーングとみなされる前提条件として、当該諸規準のすべてを満足しなければならぬと一般に解釈されていたのに対し、会計研究公報第四八号が公表された一九五〇年代後半頃から、当該諸規準の一つまたはそれ以上の規準が満足されていなくても他の規準に適合していれば、それは持分プリーングの欠格事由とはならないと解釈されるようになったのである。⁽³⁹⁾そしてまた、このような我田引水的な解釈が持分プリーング会計汎用の要因として働いたのである。⁽⁴⁰⁾

- (1) William W. Wernitz, "Corporate Consolidations, Reorganization and Mergers," *New York Certified Public Accountant*, Vol. 15 (July 1945), pp. 379-387.
- (2)(3) William W. Wernitz, *op. cit.*, p. 381.
- (4) William W. Wernitz, *op. cit.*, p. 380.

- (5) William M. Black, "Certain Phases of Merger Accounting," *Journal of Accountancy*, Vol. 83 (March 1947), pp. 214-220. 464' 回題文にのこし共次を参照。Samuel R. Sapienza, "Business Combinations," in Morton Backer, ed., *Modern Accounting Theory*, Engwood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, Inc, 1966, pp. 362-364. 新編簿記理論「共次」の分ホーリンン(永藤金吾)の註「企業合併」大澤大寺(昭和二十九年六月)三〇—三十五頁。
- (6) William M. Black, *op. cit.*, pp. 214-215.
- (7) William M. Black, *op. cit.*, p. 214.
- (8) William M. Black, *op. cit.*, p. 217.
- (9) William M. Black, *op. cit.*, p. 215.
- (10) James J. Fuld, "Some Practical Aspects of a Merger," *Harvard Law Review*, Vol. 60 (September 1947), pp. 1092-1118.
- (11) James J. Fuld, *op. cit.*, p. 1114.
- (12) James J. Fuld, *op. cit.*, pp. 1114-1116.
- (13) James J. Fuld, *op. cit.*, pp. 1116-1117.
- (14) Edward B. Wilcox, "Business Combinations: An Analysis of Mergers, Purchases, and Related Accounting Procedure," *Journal of Accountancy*, Vol. 89 (February 1950), pp. 102-107.
- (15) American Institute of Certified Public Accountants (American Institute of Accountants), Committee on Accounting Procedure, "Business Combinations," *Accounting Research Bulletin No. 40*, September 1950.
- (16) American Institute of Certified Public Accountants, Committee on Accounting Procedure, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins," *Accounting Research Bulletin No. 43*, June 1953.
- (17) American Institute of Certified Public Accountants, Committee on Accounting Procedure, "Business Combinations," *Accounting Research Bulletin No. 48*, January 1957. 444' のこし共次を参照。444' American Institute of Certified Public Accountants, Research Department, "Business Combinations," *Journal of Accountancy*, Vol. 103 (February 1957).

- (10) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, (ARS No. 5), pp. 33.
- (11) 著者 John C. Burton, *Accounting for Business Combinations*, New York: Financial Executives Research Foundation, 1970, p. 35; Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, p. 135.
- (12) A. N. Mosich, "Impact of Merger Accounting on Post-Merger Financial Reports," *Management Accounting*, Vol. 47 (December 1965), pp. 23-24; Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, p. 135 参照。
- (13) A. N. Mosich, *op. cit.*, p. 26; Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, pp. 137-138 参照。
- (14) American Institute of Certified Public Accountants, Committee on Accounting Procedure, "Accounting for Intangible Assets," *Accounting Research Bulletin* No. 24, December 1944.
- (15) Arthur R. Wyatt, *op. cit.* (ARS No. 5), p. 64. 此處 SEC の規定に於ては「合併」の語は「結合」の語に代り得る。
- (16) "Accounting Aspects of Business Combinations," *Accounting Review*, Vol. 34 (April 1959), pp. 175-81; Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, p. 138 参照。
- (17) この点については次の文献を詳し。中田信正稿「企業結合・結合企業の会計と税務」産業経理「四二巻五号（一九八二年八月）」一六—二二頁。
- (18) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, (ARS No. 5), pp. 40-41; Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, p. 138.
- (19) Walter B. Meigs et al., *op. cit.*, p. 137.
- (20) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, (ARS No. 5), p. 61; R. James Gormley, "The Pooling of Interests Principles of Accounting—A Lawyer's View," *Business Lawyer*, Vol. 23 (January 1968), pp. 408-409; Samuel P. Gunther, "Poolings—Purchases—Goodwill," *New York Certified Public Accountant*, Vol. 41 (January 1971), p. 25.
- (21) この結果、実際には株式の交換による結合とみなすことの企業結合「あるべき前より取得した自己株式を交換による企業結合——実質的には現金による買収——を区分し、リーマンとして処理せられた (William P. Hackney, *op. cit.*, p. 11; George R. Catlett & Norman O. Olson, "Accounting for Goodwill," *Accounting Research Study*, No. 10, 1968, p. 50).

第七章 企業結合会計(その二)

——会計原則への会社法の対応——

第六節 持分プーリング会計否定論の台頭

一 A. R. Wyatt 説の概要

前章で明らかにしたように、持分プーリング会計は一九五〇年代の後半以降、持分プーリングの適格規準の我田引水的な解釈により濫用される傾向にあった。ところが一九六〇年代に入り、このような現状に堪がみて持分プーリング会計に対する強力な批判論が噴き出した。その口火を切ったのが、A. R. Wyatt により会計調査研究第五号として書かれた『企業結合会計の批判的研究』⁽¹⁾であった。同著では綿密な実態調査に裏づけられた持分プーリング会計否定論が積極的に展開されるとともに、それに代わる Wyatt 独自の企業結合会計論が意欲的に提案されている。

企業結合会計の歴史的流れを展望するとき、この会計調査研究第五号は極めて重要な意義をもつ。というのは、これを契機として会計界には、持分プーリング会計をあるいは部分的にあるいは全面的に否定しようとする論調がにわかに高まり、それが一九六〇年代の会計界の動向を特徴づけたからである。

そこで以下、このような意義をもつ会計調査研究第五号における Wyatt の所説を考察することにしよう。まず、彼の結論ともいふべき提案を示そう。⁽²⁾

- ① 基本的に独立の当事者間の交換取引である企業結合は、他の通常の交換取引と同様に会計処理されるべきである。その具体的な処理手続は従来の買収法に同じ。

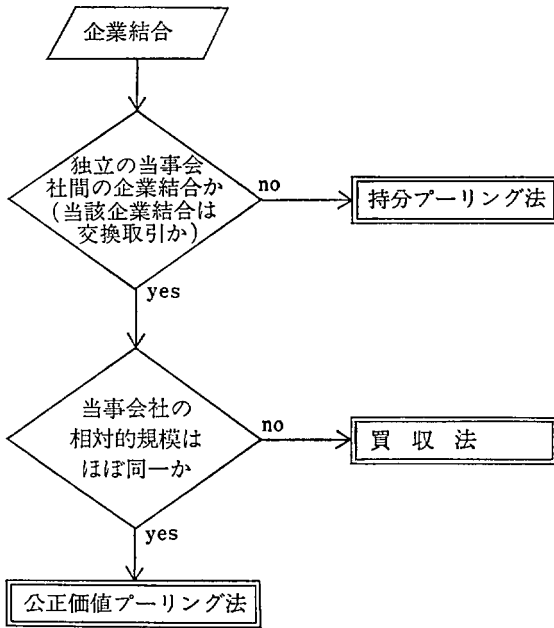
② 法的には別個であるが以前から関係をもっているエンティティ (formerly related entities) 間の結合のように、何らの実体的変化も伴わない企業結合は、個々のエンティティの従前のアカウタビリティの基礎をできるだけそのまま保持するような仕方で会計処理されるべきである。その具体的な処理手続は従来の持分プリーング法に同じ。

③ 企業結合当事会社の相対的規模がほぼ同じである場合には、事実上、当事会社のうちのどれが他方を取得するかということは決定し難い。また、そのような場合には当該結合から生ずるエンティティは、規模、営業活動の範囲および利益稼得能力という点でいずれの当事会社とも大きく異なるのが一般である。したがってこのような場合には、当該企業結合を「新規出発」(fresh start)として会計処理するのが適当である。その具体的な処理手続は次のとおり。

- a. 結合後生ずるエンティティの資産は、結合時の公正価値によって評価されるべきである。
- b. 結合後生ずるエンティティは、いかなる利益剰余金もたずに営業活動を開始しなければならない。なぜなら当該エンティティは新たな企業 (new enterprise) だからである。しかし法律が要求する場合には、当該エンティティは法律上の配当可能額を利益剰余金として報告するのが適当である。これは従来の持分プリーングと區別して、「公正価値プリーング」(fair-value pooling) と呼ぶ。

以上の Wyatt の提案に基づく会計処理決定プロセスを図示すると次のようになる。

ところで次ページの図で導かれている三つの処理法は、それぞれが同じウェイトを置かれているわけではない。というのは、Wyatt は第二次大戦以後の企業結合の実態を調査し、その一般的なパターンは当事会社の相対的規模が大きく異なる二つ以上の会社が結合するか、あるいは当該産業においていずれも支配的地位をもたないほど同規模の二



つ以上の会社が結合するものであったことを明らかにしているからである(ただし前者のバターのほうがはるかに一般的⁽³⁾)。つまり持分プーリング法が適用される関係会社間の企業結合は、ほとんど起こらなかったのである。この意味で Wyatt の提案は、買収法と公正価値プーリング法に力点を置いた企業結合会計論ということができる。このことは Wyatt の強調する交換取引概念によっても裏づけられる。この概念は Wyatt の企業結合会計論を基

本的に支えている要ともいべきものである。

Wyatt によれば、企業取引 (business transaction) とは独立の当事者間の財産および/または持分の交換取引 (exchange transaction) であり、企業結合も本質的に一種の交換取引だといっているのである⁽⁴⁾。そして、このような企業結合の交換取引としての性格から必然的に買収法と公正価値プーリング法を導く一方、交換取引に属さない例外的な関係会社間の企業結合についてのみ持分プーリング法の適用を認めるのである。なお Wyatt が企業結合の本質を交換取引に求めていることは、企業結合を対価のいかん、すなわち現金であるか株式であるかによって区別することに強く反対するという姿勢に端的に現われている⁽⁵⁾。

からまた S. R. Sapienza も「⁽⁶⁾」に、企業結合の取引的側面 (transactional aspect) の強調は、公正価値基準ないし交換価格による資産評価を必要とする。しかし注意すべきは、Wyatt の主張する公正価値評価は、必ずしも資産評価すなわち貸借対照表の観点だけから導かれたものではないことである。いやむしろ、それは企業結合後の適正な損益計算、すなわち現在価格水準を反映した費用と収益との対応を実現しようとする Wyatt の意図に基づくものなのである。⁽⁷⁾

以上より Wyatt の企業結合会計論は基本的に、交換取引概念に基づく公正価値評価を主軸とする持分プリーニング会計否定論として位置づけられよう。⁽⁸⁾

二 A. R. Wyatt 説と資本醸出説

われわれは次に、Wyatt 説を別の観点からその特徴を明らかにするために、前章第一節で述べた資本醸出説と Wyatt 説との比較検討を試みよう。

まず両説が対象とする企業結合の範囲の比較から始めよう。Wyatt は「企業結合」を「ある経済的単位が他の経済的単位の資産や財産に対する支配権を獲得する——ただし、そのような支配権を獲得する法的手段やその結合取引から生ずる経済的単位のいかんを問わない——あらゆる取引を含む」ものとしてとらえ、⁽⁹⁾したがって当然に現金もしくはその他の資産を対価とする企業結合をも対象としている。この点で資本醸出説は異なる。同説は株式を対価とする企業結合にその対象を限定しているからである。すなわち、企業結合を株式に裏づけられた資本調達取引とみるのである。

しかし、このような両説が扱う企業結合の範囲の相違は、単なる範囲の広狭という形式的差異にとどまらない。そ

これはまた、両説の考え方の違いにも由来するのである。すなわち、Wyatt 説の根底には、現金を対価とする企業結合も株式を対価とする企業結合も同質であるとする考え方がある。いい換えれば、現金を対価とする企業結合も株式を対価とするそれと同じ交換取引であり、どちらも資産の購入取引と考えるのである。したがってそこでは当然に、企業結合当事会社のうちどの企業が他の企業を買収ないし取得するかという事実認識が必要となる。そして、このような取得・被取得という関係が明らかなる場合に買収法が、そうでない場合に公正価値ブリーディング法が適用されることになる。

これに対し資本醜出説では、企業結合が通常の株式発行と実質的に同一とみなされ、対価としての株式に力点が置かれる。したがって同説のもとでは、どの企業が他の企業を買収ないし取得するかという認識ではなく、どの企業が資本として財産を醜出し、どの企業が株式を発行するかという事実が重要となる。この結果、経済的ないし実質的には買収される企業が株式を発行することがあり、その場合にも買収・被買収という識別は会計処理の決定にあたって本質的な問題とならない。このことはまた、両説によって異なる企業結合の区別をもたらす。すなわち、資本醜出説では、企業結合は（法律上の合併に限っていえば）吸収合併と新設合併というように形式的・法的に区別される。株式の発行主体を識別することは必然的に、このような区別を導くからである。これに対し Wyatt 説では、企業結合が実質的・経済的に区別される。

例えば典型的な資本醜出説の支持者である Paton & Paton, Jr. は、自説と買収法との違いを認識して次のように説いている。

「実務では、株式の発行による現存会社の取得を買収 (purchases) と呼ぶ傾向が根強くある。しかし、これは不正確である。取引の正味の結果が……譲渡会社から財産を取得し、その対価として株式を発行するというものであるな

らば、この取引は存続企業の観点からは資本調達活動であつて、したがつてそのように会計処理されなければならぬ⁽¹⁰⁾。」

次に上記のような対象の広狭という点を捨象して、両説の比較を行つてみよう。

まず Wyatt は、結合当社会社の相対的規模が大きく異なる企業結合には買収法を、ほぼ同一規模の企業結合には公正価値プリーング法を適用すべきだと主張する。そこで、これら両法の会計処理面だけに焦点をあて、それらを資本醸出説の会計処理と比較してみると、買収法は吸収合併における資本醸出説と、公正価値プリーング法は新設合併における資本醸出説と一致することがわかる。

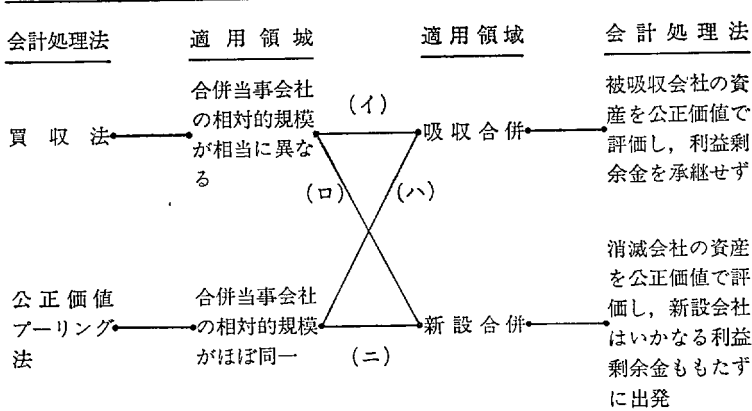
しかし、このことから Wyatt 説と資本醸出説とは軌を一にすると速断してはならない。このような同一性は会計処理面だけを切離した場合についてのみいえるにすぎず、個々の会計処理が選択的に適用されるべき企業結合のタイプないし領域は異なるからである。そもそも個々の会計処理は、それが適用されるべき企業結合のタイプないし領域と結びついてはじめて実質的・現実的意味をもつのであつて、会計処理だけを取り出してみても、それは十全な形で企業結合会計とはならないのである。そして、この点を閑却すると、Wyatt 説は資本醸出説と、ひいては会計研究公報第四八号と同一であるという実体とは遊離した結論に達してしまふことになる。

このことを踏まえてもう一度 Wyatt 説と資本醸出説とを比較してみると、両者の間には適用領域の違いからくる重要な差異があることがわかる。すなわち、左図の(ロ)または(イ)の結びつきの場合には、同一の企業結合が Wyatt 説と資本醸出説とでそれぞれ正反対の会計処理法が適用されることになるのである。

ところで、Wyatt の唱える公正価値プリーング概念は決して目新しいものではない。というのは、その論拠となつてゐる "new business or economic entity" という考え方は既に、資本醸出説の支持者である W. T. Sunley &

Wyatt 説

資本醜出説



W. J. Carter (おやび W. W. Wernitz) によって示されていたからである。⁽¹¹⁾

さらにまた、この公正価値プーリング概念は Paton & Paton, Jr. (および W. W. Wernitz) の見解の影響を受けていると思われる。Wyatt はその著書の中で、買収法および持分プーリング法に次ぐ「第三の代替的方法」(実質的に公正価値プーリング法に同じ) が過去において若干の指導的な会計専門家によって唱えられたことを指摘しているからである。⁽¹²⁾ ここにいう指導的な会計専門家が誰であるかを Wyatt は明らかにしていないが、私の調べた限りでは Paton & Paton, Jr. (および Wernitz) がそれにあたる。彼らは吸収合併においても、消滅会社の資産を公正価値で評価することはもちろんのこと、存続会社の資産をも評価替し、新規出発 (fresh start) をせることの可能性を示唆している。⁽¹³⁾

以上を要約すると次のようになる。Wyatt 説と資本醜出説とは幾つかの重要な点で考え方を異にし、したがって厳密には同じ系譜に属するとはいえない。しかし Wyatt 説は、一九五〇年代に発表された一連の会計研究公報を契機として注目されるようになった問題——企業結合の対価のいかん、すなわち現金(またはその他の資産)と株式

との別は、企業結合の実体さらにはその会計処理を異ならしめる否か——に対して一つの解答を与える形で、従来の資本醸出説の論点や考え方に理論的整備を加えることによって同説を承継・発展させたところにその特徴と功績がある。

なほ持分プーリング会計否定論は、Wyatt以後、ASOBAT⁽²¹⁾、A. J. Briloff⁽²²⁾、J. S. Seidman⁽²³⁾、G. R. Cattlett & N. O. Olson⁽²⁴⁾等によって唱えられてゐる。

- (1) Arthur R. Wyatt, "A Critical Study of Accounting for Business Combinations," *Accounting Research Study No. 5*, 1963.
 - (2) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, pp. 105-109.
 - (3) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, p. 4 etc.
 - (4) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, pp. 68-77.
 - (5) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, pp. 68-69.
 - (6) Samuel R. Sapienza, "An Examination of AICPA Research Study No. 5—Standards for Pooling," *Accounting Review*, Vol. 39 (July 1964), pp. 582-583.
 - (7) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, pp. 17-18.
 - (8) このWyattの見解に対しては、会計調査研究第五号のプロジェクト諮問委員会の委員の大部分が反対論を唱え、買収法・持分プーリング法と二元論の存続を主張した。また、AICPAの会計調査部長であるM. Moonitz & Wyattの見解に異議を唱え、公認会計士R. C. Holsenの反対意見を会計調査研究第五号の巻末に掲載した。Holsenも基本的に二元論の継続を主張した。
- やがてこのHolsenはWyatt説に対する批判に応じて書かれたのが次の論文である。Arthur R. Wyatt, "Accounting for

Business Combinations: What Next?," *Accounting Review*, Vol. 40 (July 1965), pp. 527-535.

- (6) Arthur R. Wyatt, *op. cit.*, (ARS No. 5), p. 12.
- (7) William A. Paton & William A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, New York: The Macmillan Company, 1955, p.43.
- (11) William T. Sunley & William J. Carter, *Corporation Accounting*, rev. ed., New York: The Ronald Press Company, 1944, p. 427. 注4' W. W. Wernitz の見解については第六章第五節の(10)を参照せられた。
- (12) Arthur R. Wyatt, *op. cit.* (ARS No. 5) p. 15.
- (13) Wernitz の見解については第六章第五節の(10)を参照せられた。
- (14) William A. Paton & William A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 45.
- (15) American Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory*, Sarasota, Florida: AAA, 1966, p. 33.
- (16) Abraham J. Brillhoff, "Dirty Pooling," *Accounting Review*, Vol. 42 (July 1967), p. 489-496; Abraham J. Brillhoff, "Dirty Pooling: How to Succeed in Business Without Really Trying," *Barrows*, July 15, 1968, pp. 1-22.
- (17) J. S. Seidman, "Pooling Must Go," *Barrows*, July 1, 1968, pp. 9-21.
- (18) George R. Catlett & Norman O. Olson, "Accounting for Goodwill," *Accounting Research Study No. 10*, 1968.

第七節 会社法結合会計規定のその後の展開

—— 一般に認められた会計原則への会社法の対応 ——

一 一般に認められた会計原則との乖離の認識

一九四〇年代前半頃までの支配的な企業結合会計は、個々の会計処理を企業結合の法的形態に依拠させるものであった。別の言い方をすれば、吸収合併か新設合併かという法的形態が、当該企業結合に適用されるべき会計処理を決

定していた。例えば資本醸出説をとる R. P. Marple, J. York, W. T. Sunley & W. J. Carter, W. A. Paton らは企業結合の法的形態に応じてそれぞれ異なる会計処理法を説明しているし、また資本醸出説をとらない J. R. Wildman & W. Powell も剰余金の取扱との関係で吸収合併と新設合併との区別が重要であるとの立場をとっている。

ところが一九四〇年代中頃から、このような法的形態に依拠する支配的な企業結合会計に対して疑問が投げかけられるようになった。その口火を切ったのが、既に述べた一九四五年の W. W. Wertz の講演であり論文であった。彼はそこで「一定の企業結合方法の選択から自動的に特定の会計結果が生ずると考える風潮がある」が、「個々の企業結合形態に特定の会計結果を対応させることが困難なのは、しばしば企業結合方法がほとんどあるいは全く会計的意義をもたない法的あるいは実⁽¹⁾際的な配慮に基づいて選択されるからである」と、それまで支配的だった風潮に批判のろしをあげたのである。このような基本認識に基づいて彼が企業結合の実体を判別するための具体的な四つの規⁽²⁾準を提示したことは、既に明らかにしたとおりである。

このような法的形態よりも経済的実体を重視する立場はその後着実に支持者を得ていき、一九五〇年に会計研究公報第四〇号として結実した。そして、この立場は以後も会計研究公報第四三号および四八号によって再度確認され、法的形態を重視する従来の立場に代わって、ゆるぎのない支配的潮流を形成するに至ったのである。

さらにまた、このような基本的立場の変遷は、企業結合会計において重要な意義をもつもう一つの副産物を生み落とした。それは、会社法の中心課題である配当可能利益の考察を企業結合会計の基本的視点から除外したことである。これは一連の会計研究公報がそのように明言していることから明らかであろう。要するに、企業結合をめぐる会計の観点と法律の観点とが二重の意味で乖離するに至ったのである。

このような乖離傾向は、会計研究公報第四八号が法律上の合併以外の企業結合すなわち取得(acquisitions)をも対象としたことにより拍車がかげられた。そして、このことが一般に認められた会計原則(GAAP)と会社法計算規定との乖離を法律家や立法者に認識させる契機となった。このような認識をいち早く表明し、後の会社法結合会計規定改正のいわば火付け役を演じたのが、一九五九年に発表された R. J. Baker の論文である。

Baker は同年に「結合会社の配当——会計研究公報第四八号のもとの若干の問題」と題する論稿⁽²⁾を発表し、配当可能利益の計算という法的観点の放棄を宣言した公報第四八号からは「法律家はほとんど助けを得られない」との不満を表明した⁽³⁾。

彼は同論文で、企業結合当事会社が親・子会社として存続する企業結合にまで公報第四八号がその対象を拡張したことに伴い、主としてそのような企業結合における問題を論じている。例えば持分プリーリングの場合に子会社が取得前の利益剰余金から配当した額は親会社にとって利益か否かとか、持分プリーリングにおいて結合された子会社が清算した場合の模範事業会社法のもとの利益剰余金の承継の可否といった問題である。ここでは後の会社法の改正立法がいかなる観点ないし問題意識から行われたかを知る意味で、上記第一の点をめぐる Baker の議論を簡単にみておくのが有意義であろう。

既に紹介したように、一九三四年に A I C P A (A I A) の会員によって採択されたルール三は、取得前に創出された子会社の利益剰余金は連結利益剰余金を構成せず、かつそれからなされた配当は親会社の収益勘定に貸記されてはならない、というものであった。このルールはその後一般的承認を得て長く効力をもっていたが、公報第四八号は持分プリーリングの場合における上記ルールからの離脱を指示した (Par. 10)。ところが同公報は、このルールの後半部分については何ら言及しなかった。けれども、このことは法的実体すなわち個別企業を基礎とする会社法上の配当

可能利益の計算にとっては重大な意味をもつ。つまり取得前の子会社の利益剰余金からの配当は親会社の収益ないし利益剰余金を構成するの否か、また親会社によるそのような配当額からの配当支払は適法か否かといった問題は、公報第四八号のもとでは全く不明だからである。⁽⁴⁾

Bakerはこのような公報第四八号の曖昧な姿勢を批判する一方で、「ごく最近の制定法でさえも、親子関係の場合について少なくとも明示的な解答を与えていない」として、この問題に対する会社法の側での対応の遅れを指摘した。⁽⁵⁾

なお公報四八号のバラグラフ一〇の指示内容そのものについても、会社法との関係で重要な問題を生ずる。それは同じバラグラフでは、当該企業結合が持分ブリーングとみなされる場合には「連結貸借対照表において（子会社の）利益剰余金を合算するのが適当である」（傍点は伊藤）と指示されているが、果たして親会社の個別貸借対照表において利益剰余金として承継することができるか否かという問題である。ただし Bakerはこの点についてはふれていない。

以上の Baker の論評は要するに、公報における配当可能利益という法的配慮の欠如に対する不満の表明であるとともに、この問題領域に対する会社法の手当の遅れによって生じた G A A P との乖離に対する懸念の表明であったのである。

では会社法は自らの規定と乖離してしまった G A A P に対しその後いかなる対応をはかり、そして両者の懸隔を埋めるためにいかなる改正を施したのであろうか。もとより会社法による G A A P への対応は、G A A P を会社法の理念と立場に照らして解釈する過程を経て、その会社法への採否が決定される。したがって、われわれの次の課題は、一九六〇年代におけるこの過程と改正の結果を究明することである。

二 一九六二年改正模範事業会社法

模範事業会社法(以下MBCAと略称)は一九六二年に、企業結合に関する計算規定について重要な改正を行なった。その改正内容および趣旨をヨリ良く理解するためには、それ以前の規定をみておく必要がある。

一九六二年改正前の旧法は、吸収合併および新設合併の効力を定めた六九条二項(g)号に次のような規定を置いていた。

「当該吸収合併または新設合併の直前に配当可能であった合併当会社の純剰余金(net surplus)は、それが株式の発行またはそれ以外の方法によって表示資本または資本剰余金に組入れられない限りにおいて、当該存続会社または新設会社によって引続き配当可能とされなければならない。」

この規定について一九六〇年版の注釈書は、「会計専門家が当該合併を『買収』ではなく『持分プーリング』と定義する場合には、合併当会社の利益剰余金は、それを資本化することが要求されない限り、存続会社または新設会社の利益剰余金として取扱うのが一般的な会計実務である」と述べて、この規定が会計原則にいう持分プーリング會計と調和するものであることを指摘している。ただし、この規定は既に一九四三年の予備草案の段階から盛り込まれており、またそれはMBCAの他の条文と同様に一九三三年イリノイ事業会社法を継受したものであるから、この規定の詳しい分析は本節の四で行う。

ところで旧法の二条一項(1)号は、利益剰余金を次のように定義していた。

「利益剰余金」とは、会社の剰余金のうち、設立日または資本剰余金もしくは表示資本の取崩により欠損を填補した最近の日以後の純利益、利得および損失から、その後の利益剰余金からの株主への分配額ならびに利益剰余金から

の表示資本および資本剰余金への組入額を控除した残高に相当する部分をいう。」

さらにまた、四〇条は配当の支払を「会社、未処分かつ未拘束の利益剰余金」(傍点は伊藤)からのみ許していたので、先の利益剰余金の定義に基づく限り、配当可能財源はそれを支払う会社自体によって蓄積されてきた利益剰余金に限定されることになる。⁽⁹⁾つまり六九条二項(8)号に基づいて消滅会社から承継される利益剰余金は配当可能財源を構成しないことになってしまふのである。これは明らかに矛盾である。いうまでもなく、その原因は利益剰余金の定義の不備にある。後に示すように一九六二年改正法はこの不備を補正した。しかし、これは改正点の一つにすぎない。われわれは一九六二年の改正理由およびその背景を知るために、さらにアメリカ法曹協会の会社法委員会が一九六一年に受取り、そして一九六二年の改正に大きな影響を与えたといわれる次の一通の書簡をみておくことにしよう。同書簡の主旨は次のようなものであった。⁽¹⁰⁾

① 六九条二項(8)号にいう「配当可能な……純剰余金」という文言は、なぜ二条で定義されている「利益剰余金」や「資本剰余金」という用語を用いなかったのかという疑問を生ぜしめる。六九条二項(8)号における「表示資本」という文言の次の「または資本剰余金」という文言は一九五七年の改正で新たに追加されたものであるが、これによって「配当可能な……純剰余金」という文言は事実上、利益剰余金と一致することになり、したがってそのように改められるべきである。

② 六九条二項(8)号の規定は少なくとも剰余金勘定の取扱に関する限り、すべての合併を持分プリーングとみなすことによって、買収と持分プリーングとの区別の道を閉ざしてしまっている。MBCAの他の条項が会計の発展に賢明に依拠していることから考えて、同規定によってこの領域における会計研究公報第四八号とMBCAとの緊密な協力を排除してしまっているのは遺憾なことである。

③ 会計的に持分プーリングの要件に合致する営業譲渡取引については、MBCAは六九条二項(G)号に相当する配当可能剰余金の承継規定を設けていない。すなわち、MBCAのもとでは取引の形態が剰余金勘定のプールの可否を決定するのである。会計原則がとるアプローチと同様にMBCAも、合併と営業譲渡との区別を最小限にとどめるのがヨリ適切である。

この書簡の内容を改正の結果と比較対照すれば、前者が後者にいかに大きな影響を与えたかが明らかであろう。そこで次に、一九六二年の具体的な改正内容をみることにしよう。

まず表示資本額を定めた十九条三項に次の規定が新たに設けられた。

「吸収合併もしくは新設合併、または州内もしくは州外の他会社の発行済株式もしくは財産および資産の全部またはほぼ全部の取得にあたって、会社が既に株式を発行していたかまたは発行する場合、本項に従わなければ本条の従前の規定に従って資本剰余金となるいかなる額も、これを発行会社の取締役会の決議によって利益剰余金に配分することができ。ただし、その利益剰余金の総額は、株式の発行会社および合併またはその株式もしくは資産が取得される州内もしくは州外の他のすべての会社の、本法の定義する利益剰余金の合計額を超えてはならない。」

この規定が新設されたことにより旧法の六九条二項(G)号は削除され、また二条一項(1)号の利益剰余金の定義は次のように拡張された。

「……(旧法の定義に同じ)……利益剰余金はまた、剰余金のうち、吸収合併、新設合併、または州内もしくは州外の他会社の発行済株式もしくは財産および資産の全部もしくはほぼ全部の取得において利益剰余金に配分されたいかなる額をも含むものとする。」

旧法と一九六二年改正法との間の変更点を整理すると次のようになる。

- (イ) 旧法における「配当可能な……純剰余金」という文言は、「利益剰余金」という文言に改められた。
- (ロ) 利益剰余金の承継は、旧法では法律上の合併に限られていたのに対し、改正法ではそれに加えて株式を対価とする営業および株式の全部（ほぼ全部）の取得という広い意味での企業結合に拡張された。
- (ハ) 利益剰余金の定義は、旧法のもとの不備が訂正されたのみならず、(ロ)を受けてその範囲が拡張された。
- (ニ) 旧法では配当可能剰余金の承継が「ねばならない」として義務づけられていたのに対し、改正法では「できる」という許容規定に改められた。この変更は持分プリーリング法のほかに買収法を認めたことを意味する。
- ところでMBCAの注釈書は、先に示した十九条三項について次のように解説している。
- 「この規定の新設は、会計業界による持分プリーリング概念の採択により促されたものである。しかし本規定は会計実務より範囲が広いことに注意されたい。それは吸収合併、新設合併、営業譲渡、支配権の獲得のようなあらゆるタイプの結合を含むが、会計専門家によって適用される経営者の実質的継続性やその他の判断規準を条件としない。」⁽¹¹⁾
- この解説により、われわれは改正理由およびその改正内容とGAAPとの差異を大づかみに把握することができる。しかしこれだけでは、そのような差異の原因および法律の立場からするGAAPの解釈や採否の過程が明らかでない。この点で極めて参考になるのが、一九六二年の改正に会社法委員会の副委員長として参画したG. D. Gibsonの「剰余金、その処遇は？——模範法の現代化」と題する論文⁽¹²⁾である。そこで以下、同論文を考察する。
- Gibsonは「一連の会計研究公報とりわけ第四八号の内容を紹介した後、「資本金と剰余金について定める模範法の規定と、一会社による他会社のほぼ全部の資産または株式の一定の取得を『資産のプリーリング』として取扱う今日の会計実務との間に鋭い対立が生じた」と、的確にMBCAと会計原則ないし実務との乖離を指摘する。確かに旧法のもとは法律上の合併にしか当事会社の利益剰余金の引継が認められていなかったため、株式を対価とする他会社株式

や營業の取得については通常の現物出資と同様に、株式の発行対価（公正価値による）を表示資本と資本剰余金に貸記するしかなかった。ところが公報第四八号が法律上の合併以外の企業結合にも持分プリーング会計の適用を指示したため、MBCAと同公報との間に対立が生じたというわけである。そして、このことから「模範法を企業（会計）實務の進展に調和させることが必要不可欠となった⁽¹⁴⁾」のである。

しかしMBCAを公報第四八号さらにはそれに基づく企業会計實務に調和させる改正作業は、積極的ではあったが、しかし批判的に押し進められた。すなわち、会社法の伝統的立場に照らして改正作業が行なわれた。Gibson⁽¹⁵⁾はその過程を齒に衣着せずに、およそ次のように語っている。

持分プリーング概念は公報第四八号において、会計目的には十分意味のある實際的な言葉で定義されているが、それらの言葉は法律規定の特殊性への配慮を欠いている。もし会計処理法の選択を個々の企業結合の実体についての主観的な調査に依拠させるならば、不正がない限り何人もその取引形態を信頼することができるという会社法の伝統的な法技術から逸脱することになってしまう。

さらに持分プリーング法を適用するための会計上の要件は、およそ会社法の採り得ないものである。例えば「ほぼ全部の所有者持分の継続」という要件に加えて経営者の継続までも要求されているが、会社法をこのような文言で規定することはできないであろうし、またそのような要件を導入しようという試みはいたずらに会社法の有効性を減殺することになるであろう。さらにまた健全な会計慣行（sound accounting practice）によって利益剰余金の承継が認められる取引であれば、いかなる場合にもそのような承継を認めるといふ法律を制定することは一層不満足である。なぜなら、そうすることは事実上、法律による統制を放棄し、すべての問題をその時々設定・運用される会計ルールに任せることになってしまふからである。第一、当該企業結合が持分プリーングであるか否かの判断でさえ、時に

異なることはよく知られているではないか。要するにMBCAが確固たる規程を採択しない限り、経営者ならびに利害関係者はその法的な効果、例えば利益剰余金額や配当可能利益額を前もって知ることはできないのである。

以上の理由から当会社法委員会は、真の救済策は求められる結果 (end sought)、すなわち利益剰余金の承継という点に直接目を向けることであると判断したのである。吸収合併や新設合併、さらには株式を対価とする営業譲渡や支配権の獲得のような取引において、当事会社の利益剰余金を結合会社の利益剰余金とみなすことを許容してはならないような公益上の理由も経営上の必要性もないように思われる。もとより会社法は公益的観点から反対の措置が要求されい限り、企業経営をいたずらに妨害すべきではないからである。

以上よりわれわれは、一九六二年の改正がMBCAを会計研究公報第四八号およびそれに沿って展開されていた会計実務と調和させるという目的を掲げながらも、実際にはその改正作業は会社法の伝統的な立法技術や企業経営を無用に束縛ないし妨害してはならないという会社法の理念に照らして批判的に進められたことを知った。だからこそ改正の結果、会社法とGAAPとの間にみられた乖離ははるかに狭まったが、いまだ持分プリーング法の適用要件なし規程という点で少なからぬ食違いが存在しているのである。すなわち、MBCAの注釈書がいうように、同法のもとの持分プリーング法の適用領域はGAAPのもとのそれよりもはるかに広いのである。これはMBCAが株式の発行と他会社の資産ないし株式のほぼ全部の取得という要件⁽¹⁶⁾だけしか明定していないのに対し、GAAPはそれ以外に経営者の継続や営業の継続といったさらに厳格な、しかし調査を要し、しかも主観の混入しやすい要件を設けていることによる。

ともあれ各州会社法の立法およびその改正に主導的役割を果たすMBCAが、GAAPの進展に積極的に対応し、またそれなりの成果も得られたことは高く評価されてよいであろう。そしてここにこそ、MBCAの改正担当者が

「模範事業会社法はここに再びその現代性を回復した⁽¹⁷⁾」と快哉を叫んだゆえんがある⁽¹⁸⁾。

三 一九五九年および六三年ペンシルヴァニア改正事業会社法

ペンシルヴァニア州は一九六三年にその事業会社法を改正し、配当可能財源の算定の基礎を連結財務諸表に置く革命的にして画期的な配当計算規定を制定した。過去の伝統的な配当規制方式からみれば、これは余りに冒険的にして奇異な立法と思われるかもしれない。しかし子細に検討してみると、同規定は周到な立法の所産であることが明らかとなる。

ところで、一九六三年改正法の素地は既に一九五九年の企業結合会計規定の改正によってほぼできていた。したがって分析の射程を五九年改正法にまで広げることによって、はじめて六三年改正法の正しい理解と位置づけが可能となる。そこでわれわれは五九年改正法から考察を始め、続いて六三年改正法の構造と特徴を明らかにすることにしよう。

さて、ほとんどの州会社法は配当可能財源の計算の基礎として連結財務諸表を使用することを明文をもって禁止しているわけではないが、配当規定の中にみられる「会社の利益剰余金」(earned surplus of the corporation)という言葉は、暗黙のうちに個々の会社それ自体の利益剰余金を意味し、したがって連結財務諸表の使用を禁止しているものと解されている⁽¹⁹⁾。

この個別ベースによる配当可能財源の計算ということは、親子会社についていえば、子会社の利益ないし利益剰余金⁽²⁰⁾が実際に親会社に支払われるまでは親会社の配当可能財源に何の影響も与えないということの意味する。いうまでもなく、これが従来からの伝統的な配当法の考え方である。しかし個別ベースによるとしても、子会社の利益ないし

利益剰余金が親会社の配当可能財源に与える影響は、次の四つの要素によって変わってくる。

- (a) 親会社が子会社の取得時にいかなる会計処理を行なうか。
- (b) 取得日後の投資勘定をいかなる会計方法によって処理するか。
- (c) 子会社が親会社に清算・吸収される場合に親会社がいかなる会計処理を行うか。
- (d) 上記(a)ない(c)に関する会社法の配当規定。

ここでは(c)について述べる余裕はないので、(a)、(b)、(c)の三点について述べる。まず(a)と(d)の問題を検討しよう。一九五九年改正前のペンシルヴァニア事業会社法における、吸収合併と新設合併の効力を定めた九〇七条は、先のMBCAの一九六二年改正前の六九条二項(8)号と同内容の規定を置いていた。⁽²⁰⁾五七年の同法の改正は、MBCAを基礎として行なわれたからである。⁽²¹⁾

他方、合併によらずに株式を発行することによって取得した他会社の株式や資産は六〇三条に基づいてその公正価値で記録され、さらにまた六一四条に従ってその全額が表示資本と払込剰余金に配分されねばならなかった。したがって合併以外の企業結合においては、利益剰余金の生ずる余地は全くなかった。

要するに、吸収合併や新設合併には持分プリーリング会計を要求し、合併以外の企業結合には買収会計を義務づけていたのである。これは一見、GAAPに一致するかのようである。しかし両者は大きく異なる。なぜならGAAPは、法律上の合併とそれ以外の企業結合のそれぞれに持分プリーリング会計と買収会計の選択適用を認めるものだからである。したがって一九五九年改正前のペンシルヴァニア法のもとでは、GAAPを適用することが不可能であった。⁽²²⁾一九六二年改正前のMBCAがそうであったように。

このような当時の状況に対しては、例えば旧法の九〇七条に関して次のような批判があった。「真の欠陥は、同条

の最後のパラグラフにある、「ねばならない」(shall)と、いう文言を引続き温存していることである。資産価額の引継ぎは許容すべきものであって、強制すべきものではない⁽²⁾。」

そして以上のようなG A A Pとの乖離や批判を背景として、一九五九年に「企業結合を十分にカバーする最初の近代的な制定法の一つ」といわれる改正法が制定されたのである。その結果、七〇四条のF項に次の規定が新設された。「(1)一つまたはそれ以上の会社がこれまでに新設合併もしくは吸収合併したか、または今後新設合併もしくは吸収合併する場合、または(2)一会社が他会社の債務を負担すると否とにかかわらず、自社の主として議決権付株式と交換に当該会社の資産の全部もしくはほぼ全部をこれまでに取得したか、または今後取得する場合、または(3)一会社が自社の主として議決権付株式と交換に他会社の発行済議決権付株式の全部もしくはほぼ全部をこれまでに取得したか、または今後取得し、かつ当該会社の債務を負担すると否とにかかわらず、当該会社の清算またはその他の方法によって当該会社の資産の全部もしくはほぼ全部をその後取得する場合にはいつでも、合併により消滅する会社または被取得会社の利益剰余金は、それが資本化されない限りにおいて、新設会社、存続会社または取得会社の利益剰余金として引継ぐことができる。」

この規定の新設に伴い、先に示した旧法九〇七条の規定は廃棄された。なお七〇四条F項の趣旨は、同項の要件に合致する企業結合においては利益剰余金の承継（および帳簿価額での資産の引継）を強制せずに任意とし、持分プーリング法と買収法のいづれを適用するかを経営者の自由裁量に任せるとともに、その結果が「財政状態および経営成績を適正に表示する」か否か（三一八条）の決定を、高度の注意義務（high duty of care）の行使のもとに（四〇八条）取締役会にゆだねることに⁽²⁾ある。

また上の規定で特に注意を要するのは、(3)の株式の取得の場合である。M B C Aの六二年改正法と比較対照してみ

れば、この規定の特徴が鮮明になろう。すなわち、子会社の取得時における利益剰余金の承継は授權されておらず、それが許されるのは清算等によって子会社の資産が親会社によって取得される場合に限られているのである。これは M B C A と對蹠的である。

では、ペンシルヴァニア法のもとでは、持分プーリングとみなされる株式の取得は親会社の帳簿上でどのように會計処理されるのが適切だろうか。また改正法の起草者はどのような會計処理法を予定していたのだろうか。この問題は、借方の投資勘定の処理（とりわけ計上額のいかん）と貸方の株主持分諸勘定の処理の二つの側面からなる。

まず借方・投資勘定の処理法としては、起草者は額面法、簿価法、現在価値法の三つを考慮に入れたといわれる。しかし、これらのうち現在価値法は持分プーリング概念と相容れないとして一蹴された。また額面法は、取得株式の帳簿価額と発行株式の額面価額との差額を利益剰余金とするかそれとも資本剰余金とするかという厄介な問題を回避できるという利点をもつが、しかしそれはとうの昔に放擲されたという理由で切捨てられた。そして結局、簿価法が支持されたのである。⁽²⁵⁾

こうして投資勘定を簿価法で処理すると、他方の貸方側は、七〇四条項によって子会社の利益剰余金を親会社の帳簿上に承継することができないので、取得株式の帳簿価額と発行株式の額面価額との間に差額があれば（ただし帳簿価額 \vee 額面価額）、それを資本剰余金として処理することになる。⁽²⁶⁾

さらに、このように帳簿価額によって投資勘定を計上し、帳簿価額と額面価額との差額を資本剰余金に貸記する処理法を前提とすると、親会社が子会社の取得前の利益剰余金からの配当を受取ったときは、次のような処理を行うことになる。すなわち、当該配当額だけ、資本剰余金から利益剰余金に振替えるのである。その論拠はこうである。子会社の取得前の利益剰余金が本質的には親会社にとって利益剰余金の性格をもつにもかかわらず、ただ子会社によつ

て保有されているという理由で親会社にとって未実現である(したがって資本剰余金)とみなされるならば、子会社によるそのような利益剰余金からの親会社への分配は親会社にとって利益の実現であり、したがってその分だけ最初に貸記された資本剰余金を利益剰余金に振替えるべきだからである。⁽²⁷⁾

以上で議論の半ばを終えた。先を急ごう。そのために次に六三年改正法の眼目である、かの革命的といわれる配当規定を示そう(七〇二条A項(4)号)⁽²⁸⁾。

「会社が配当時または配当の結果、利益剰余金をもたないならば、当該会社およびアメリカ合衆国の州、準州または領地の法律のもとで設立された。当該会社がその過半数の株式を所有する子会社の未分配、未拘束かつ未処分⁽²⁹⁾の連結利益剰余金の総額の範囲内において、当該会社の未拘束の資本剰余金から現金または財産をもって配当を声明し支払うことができる。当該連結利益剰余金を計算するにあたっては、すべての会社相互間項目を消去した後⁽³⁰⁾に当該会社と子会社の財務諸表が連結されなければならない、かつ本号に従って支払われたすべての配当額に相当する額が控除されなければならない。当該各配当はそれがなされる時に、その配当が連結利益剰余金を超えない資本剰余金からの支払であることを明らかにしなければならない。」

さて、この規定の趣旨や構造を究明するためには以上の議論に加えて、これまで留保してきた前述(b)の問題、すなわち取得日後に子会社が稼得した利益を親会社の帳簿上でどのように処理するかという問題を検討しなければならない。

周知のように、取得日後における親会社の子会社投資勘定の処理法には原価法と持分法の二つがある⁽²⁹⁾。

いうまでもなく、これらのうち問題となるのは持分法である。というのは持分法を採用すると、取得日後に子会社が利益を稼得した時、親会社の帳簿上で当該貸記額を利益ないし配当可能剰余金として処理することができるか否か

という基本的にして重要な問題が生ずるからである。

この問題について改正法の起草者の一人である W. P. Hackney は「会計上の見解は分かれているが、ヨリ望ましい意見はそのような貸記額は親会社それ自体の利益を増加せしめないというものである」と注釈している。そして、このような考え方に基づいて、親会社の子会社投資勘定における増加額は子会社の実現利益から生じたものではあるが、法律上は子会社によって配当として支払われるまでは親会社にとって実現利益とはなされず、したがって未実現増価 (unrealized appreciation) と同様に処理されなければならないと説くのである。⁽³⁰⁾ なおペンシルヴァニア法のもとでは、未実現増価は資本剰余金に貸記しなければならない(二条)。したがってこれも先ほどの手続と同様に、子会社が利益を計上した時にそのうちの親会社持分額を資本剰余金に貸記しておき、後に子会社によって実際に親会社へ配当された時に実現したものととして資本剰余金から利益ないし利益剰余金に振替えるのである(七〇四条参照)。

以上を要約・整理しよう。

(i) 当該企業結合(株式取得取引)が持分プリーニングとみなされる場合には、子会社の利益剰余金は株式取得時に連結財務諸表において引継がれる。他方、親会社はその帳簿上に子会社の利益剰余金を引継ぐことはできず、資本剰余金として処理しなければならない。

(ii) 取得日後の子会社利益は、連結財務諸表上で連結利益剰余金に加算される。他方、親会社の帳簿上では、子会社によってその利益が実際に配当として支払われるまでは利益を認識しない(原価法)か、あるいはその利益のうち親会社持分額を資本剰余金に貸記する(持分法)。

一九六三年に新設された前掲の七〇二条 A 項(4)号の規定は以上の会計処理を前提とする。しかし、これだけでは同号の立法趣旨ないし構造を十分に説明しえたとはいえない。なぜなら以上の手続だけでは、配当計算の基礎を連結財務

諸表に求める理由は必ずしもないからである。

では同法の起草者はいかなる考えのもとに、このような配当規制を立法化したのであろうか。まず指摘すべきことは、子会社の利益がいかなる意味でも親会社の配当可能財源に反映されないのは必ずしも妥当な規制の姿ではないという考えが、起草の根底にあったことである。しかし、そうはいつでも子会社の利益（または利益剰余金）を親会社の帳簿上で資本剰余金とみなす限り、子会社の利益（または利益剰余金）を親会社の配当可能財源に反映させることは不可能である（ベンシルヴァニア法は配当制限基準として利益剰余金基準を採る）。

ここに連結財務諸表が配当計算の基礎として登場する理由がある。すなわち、親会社独自の利益剰余金がない場合にのみ、連結利益剰余金の範囲内で親会社の資本剰余金から配当することを許容することによって、実質的に子会社の取得前の利益剰余金や取得後の利益を親会社の配当可能財源に組込むことが可能となるのである。いい換えれば、親会社に利益剰余金がある場合には子会社の利益（利益剰余金）を親会社の配当可能財源に反映させないという厳格な取扱をする一方で、親会社に利益剰余金がない場合には子会社の利益（利益剰余金）を反映させるという弾力的な取扱をしているのである。

以上によって、六三年改正法の立法趣旨と構造が明らかとなった。⁽³¹⁾しかし六三年改正法の基本目的はもう少し深いところにあった。それは起草者の言葉を借りれば、「連結財務諸表によって関係会社グループの財務基盤の強度と経営成績を測定するという、事実上ほとんどの例外なく行なわれている財務報告実務との調整をはかる」⁽³²⁾ことにあった。つまり同法は個別財務諸表を基礎とする配当法の伝統的立場を維持しつつ、他方で連結財務諸表を加味した革新的な配当規定を設けることによって、このような基本目的をみごとに実現しているのである。

そしてこの点に着目するとき、次に掲げる起草者の自賛の弁が十分にうなずけるのである。

「会社の配当は親会社の留保利益に限定されるべきであるという健全な命題に例外を設けることによって、ペンシルヴァニア法はここに再び会社法編纂の分野におけるパイオニアとなり、しかも既にわが国で最高の規定の一つであった会社法財務規定を一層改善したのである。」⁽³³⁾

四 一九六七年イリノイ改正事業会社法

イリノイ事業会社法は、一九六七年に企業結合をめぐる計算規定に重要な改正を加えた。その改正内容は、これまで述べてきたMBCAやペンシルヴァニア事業会社法の改正ともまた異なるものであった。そこで一九六七年改正法の特徴をヨリ的確に把握するために、これまでと同様まず旧法と改正法との比較から分析を始めよう。

一九六二年にMBCAが改正されるまではイリノイ事業会社法の六九条一項(G)号は、MBCAの六九条二項(G)号と文言は幾分異なるがほぼ同内容の規定を置いていた。イリノイ法がMBCAの母法であることを考えれば、これは当然のことである。なお、イリノイ法の六七年改正前の六九条一項(G)号は一九三三年に設けられたもので、したがって六七年改正法は三十年以上にもわたって何の修正もなく存続してきた規定に終止符を打ったわけである。

さて六七年改正前の合併会計規定は前章第四節で紹介したのでここに再び訳出することを控えるが、同規定で問題となるのは「ねばならない」(shall)という文言の解釈である。これはMBCAの旧法の解釈の際にその分析を後に留保した論点でもある。この点について例えばE. M. Bullardは「単に指示的(directory)なものとして解すべきであって、強行的(mandatory)なものとして解すべきではない」と評釈している。⁽³⁴⁾これに対しHackneyは、吸収合併および新設合併のすべての場合に配当可能剰余金の存続を「要求している」と解釈する。⁽³⁵⁾いふなればBullardの解釈は論理解釈であり、Hackneyのそれは文理解釈である。すなわち、Bullardは法文にとらわれずに会計原則に照らして

解釈しているのに対し、Hackney は法文を字義どおりに解釈しているのである。これらの解釈の当否は、分析の射程を同規定の立法趣旨にまで広げることによってはじめて可能となる。

同法を起草したシカゴ法曹協会の会社法委員会の手になる一九三四年版注釈書は、六九条一項(g)号の趣旨を次のように説明している。

「六九条一項(g)号は、吸収合併または新設合併においては本来、消滅会社の利益剰余金を資本化または『凍結』しなければならぬという意図を否定する (negative) ために挿入されたものである。本条がなければ、そのような結果 (利益剰余金の資本化ないし『凍結』——伊藤注) は二条一項(k)号における表示資本の定義を適用することによって得られると主張されたかもしれない。しかし本法によって採用されている吸収合併または新設合併の概念に照らしてみれば、そのような推論は誤りであることが証明されよう。すなわち、合井当事会社は個々の実体を失うだけで、存続会社または新設会社において引き続き存続するのである。しかも合併との関係で発行される後者の株式は、前者の財産の譲渡を対価とするのではなく、法の適用によって前者の株式が移転されるのである。……もし合井当事会社の一つが合併直前に欠損を生じており、他方の会社が配当可能剰余金をもっていたならば、六九条一項(g)号のもとで純額の剰余金——もしあれば——だけが配当可能とされる。」(傍点は伊藤)

上記注釈とりわけその傍点部分は、持分プリーリングの本質を簡潔な言葉であざやかに描き出している。⁽³⁷⁾と同時に、これから六九条一項(g)号の趣旨も明らかであろう。起草者は通常の株式発行と法律上の合併との性格の違い、すなわち後者の特殊性に着目して、必然的に持分プリーリングののりとした処理法を要求したのである。したがって起草者の意図からして、同規定が任意規定でないことは明白である。

では強行規定か。⁽³⁸⁾私見によれば、これに対する答も否定である。確かに四二条で取締役の違法配当責任が明定され

てはいるが、そもそも六九条一項(g)号における利益剰余金承継の要求は違法配当とはなじまない。なぜなら同号を遵守すれば、そうでない場合よりも消滅会社の利益剰余金額だけ存続会社(新設会社)の配当可能利益が増えるからである。⁽³⁹⁾ いい換えれば、同号に従わないことによって算定されたより低額の配当可能利益から配当を行う限り、決して違法配当に問われることはないからである。つまり六九条一項(g)号に違反しても取締役は責任を負わない。このことは同号の強行性に対する反証をなす。

以上を総合すると次のようになる。六九条一項(g)号は少なくとも法文上は、合併当事会社のすべての配当可能剰余金の引継(ただし表示資本に組入れられない限りにおいて)を行わ「ねばならない」と規定し、会社経営者がこの規定に従うべきことを期待してはいるものの、同条に違反した場合の責任規定が欠如もしくは機能しないため、事実上この規定は法的拘束力をもたない指示的規定と解されるべきである。

以上は法律上の合併に関する規定であるが、ではわれわれが本節で最も関心をもっている株式の発行による他会社株式の取得や営業譲渡は、旧法のもとではいかなる取扱がなされていたのであろうか。

六七年改正前には、実質的には法律上の合併と同じ効果をもつような企業結合でも、持分プリーング法の適用は認められていなかった。⁽⁴⁰⁾ 旧法のもとでは、そのような場合には現物出資と同様に、株式の発行によって受取った対価の価値が取締役会によって決定され(十七および十八条)、さらにその全額が表示資本と払込剰余金とに配分されねばならなかったからである(二条一項(k)および(l)号)。さらに取締役はその全対価の価値および表示資本と払込剰余金への配分額を記載した報告書を作成し(九七条一項(e)号)、それを州務長官に提出しなければならなかった(九八条)。要するに六七年改正前には、法律上の合併以外の企業結合に持分プリーング法を適用する余地はなかったのである。

それでは次に六七年改正法について述べたよう。まず同改正法はそれまでの六九条一項(8)号を削除する一方、四一条一項(i)号に次の規定を新設した。⁽⁴⁾

「会社が州内もしくは州外の他会社と吸収合併もしくは新設合併するにあたって、または州内もしくは州外の他会社の発行済株式もしくは資産の全部ないしほぼ全部を取得するにあたって株式を発行するときは、合併当事会社または取得会社および被取得会社の純資産のうち、当該合併または取得の直前に配当支払もしくは自己株式の購入に利用可能であった総額は、その額が株式の発行またはそれ以外の方法により表示資本に組入れられない限りにおいて、当該存続会社もしくは新設会社または取得会社によって引続き配当支払もしくは自己株式の購入に利用可能なものとされなければならない。ただし株式取得の場合には、当該純資産が取得会社によって受領されるまで、取得会社は被取得会社の配当支払もしくは自己株式の購入に利用可能であった純資産から配当を声明もしくは支払い、または自己株式を購入してはならない。」

この(i)号の構造は、まず本文で合併はもちろんのこと株式を対価とする他会社株式または資産の全部(ほぼ全部)の取得の場合にも持分ブリーディング法とりわけ配当可能剰余金の承継を規定する一方、ただし書で株式の取得の場合に限り、そのようにして承継された配当可能剰余金からの配当支払を禁止しているのである。したがってこの規定は実質的に、先に述べたベンシルヴァニア法の七〇四条F項とほぼ同じ効果をもつ。このような措置はMBCAの六二年改正法よりはるかに保守的なものである。

さらに上記規定の新設に伴い、二条一項十二号の「払込剰余金」の定義に次の一文が付加えられた。

「払込剰余金は、これに吸収合併、新設合併または他会社の株式もしくは資産の取得に伴う、配当支払および自己株式の購入に利用可能な純資産総額を含んではならない。」

六七年改正法は以上の規定のほかに、企業結合における取得資産の評価に関する重要な規定を設けた。本来、企業結合の会計処理は利益剰余金の取扱と取得資産の評価とが密接不可分の関係にあることからみて、これはアメリカ会社法史上、画期的意義をもつ。その規定を下に訳出する（十九条四項）。

「会社が州内もしくは州外の他会社と吸収合併もしくは新設合併するにあたって、または州内もしくは州外の他会社の発行済株式もしくは資産の全部ないしほぼ全部を取得するにあたって株式を発行するときは、取締役会は当該株式に対して受領する対価を……(一)消滅会社もしくは被取得会社の表示資本および払込剰余金、または(二)発行する株式の表示資本総額のうちいずれかより大きい額を下回らない額とする旨を定めることができる。本項は株式の発行に対して実際に受領する対価の価値の決定を要求し、かつその価値に関する他の規定を妨げない。」

この十九条四項の詳しい分析は次章で改めて行うが、この規定でまず問題となる点は、取締役会が条文中にいうような旨を定めることが「できる」(may)として、いることに関連する。すなわち、四一条一項(i)号で配当可能剰余金の承継を「ねばならぬ」(shall)と義務づけながら、他方で持分プリーング法に従う受入資産（または投資勘定）の評価額の決定を一定の条件のもとに任意とする、という一見矛盾する定めをしていることである。この点について R. J. Cornley は、四一条一項(i)号は「表面的には強行」規定であるが、実質的には任意規定であると論評している⁽⁴³⁾。十九条四項の任意規定によらずに、他の通常の株式発行（現物出資）による対価の決定方法に従って対価を評価した場合には、いかなる利益剰余金もプールされないからである。

では改正法の起草にあたった会社法委員会はこの点をどう考えていたのであろうか。同委員会が作成した持分プリーングに関する報告書は、持分プリーング法をめぐるG A A Pの発展、会計実務の趨勢、持分プリーング法に対するWyattの批判等をかかなり詳細に紹介した後、改正法の「取締役会は……旨を定めることができる」という文言の

使用は、持分プリーング原則が法的観点から任意に選択可能であることを指示するものである」⁽⁴⁴⁾と明言している。これは Gornley の論評の正当性を裏づけるものである。と同時に、表面的には強行規定でありながら実質的には指示の意味しかもたなかった旧法のもとでの配当可能剰余金の承継規定が、改正の結果、十九条四項との関係で紛れもない任意規定であることがはっきりしたのである。

ところで、G A A P との関係で重要なことは、六七年改正法が持分プリーング法を適用する要件についていかなる定めを置いているかということである。既に明らかのように、株式の発行と他会社の発行済株式または営業の全部またはほぼ全部という要件が定められている。これを会計研究公報第四八号で勧告された規準と比較してみると、この要件は同公報という所有者持分の継続という規準と精粗の差はあるものの基本的に一致する。これは公報に比してはるかにゆるい要件だといえよう。このような要件の違い、およびそれによって生ずる持分プリーング法の適用範囲の違いについて、前述の報告書はその理由を次のように説明している。

「提出された改正法案は明らかに、会計士または少くとも大部分の会計士が持分プリーング法の適用を認める場合を十分に包含するほど広範囲にわたる。しかしこの改正法案は、望まれる結果を達成するよう広く起草されるべきであると考えられた」⁽⁴⁵⁾。「プリーング法を適用するための諸規準はこれまで(会計業界によって)満足に記述されてこなかった。したがって持分プリーング法を適用するにあたって相当程度の不確定性(uncertainty)の不一致(disagreement)および非一貫性(inconsistency)が見られる」⁽⁴⁶⁾。

要するに、会社法の要件をG A A Pよりゆるく定めた理由として、持分プリーング法を適用することによって得られる結果を達成できるようにすること、および会計業界において満足な規準が設定されてこなかったことの二点が指摘されているわけである。これらはM B C Aの六二年改正において挙げられた理由と基本的に一致する。

実は、会社法がG A A Pよりもゆるい定めをしたのには、もう一つの理由ないし意図があった。それは持分プリーング法の適用要件をヨリゆるく定め、かつその要件に合致する場合でもその適用を任意とすることによってG A A Pとの摩擦を避けようとする意図である。言葉を換えれば、会社法はG A A Pをも包摂しようような弾力的な定めをすることによって、両者の調和をはかろうとしたのである。

なおイリノイ法の改正にあたってはM B C Aの六二年改正法が既に先例として存在しており、イリノイ法も意識的にそれを範とした⁽⁴⁷⁾。これは母法と継受法という従来の関係の逆転である。しかし、それはともかくとして注目すべきは、イリノイ法の六七年改正法はM B C Aの改正法とはまた似て非なる内容の改正をなし遂げたことである(またベンシルヴァニア法の改正とも異なる)。すなわち、一定の株式取得取引にもM B C Aと同様に配当可能剰余金の引継を認めながらも、M B C Aとは対蹠的に子会社が親会社に清算等によって吸収されるまで、それからの配当支払を禁止したのである。ここに企業結合会計規定の第三の類型が形成されたわけである。

- (1) William W. Wertz, "Corporate Consolidations, Reorganizations and Mergers," *New York Certified Public Accountant*, Vol. 15 (July 1945), p. 379.
- (2) Ralph J. Baker, "Dividends of Combined Corporations: Some Problems under Accounting Research Bulletin No. 48," *Harvard Law Review*, Vol. 72 (January 1959), pp. 494-502.
- (3) Ralph J. Baker, *op. cit.*, p. 497.
- (4) Ralph J. Baker, *op. cit.*, pp. 494-497.
- (5) Ralph J. Baker, *op. cit.*, p. 498.
- (6) 実はこの改正は一九六一年十月二七日に行われたものである。しかし一般に一九六二年に行なわれたものとされている(例えば同法の一九六六年版注釈書。David R. Herwitz, *Business Planning*, Brooklyn, New York: The Foundation

- Press, Inc., 1966, p. 799; R. James Gormley, "The Pooling of Interests Principle of Accounting—A Lawyer's View," *Business Lawyer*, Vol. 23 (January 1968), p. 414 等)「彼らにきき」一九六二年版註文「と改訂」に引く。
- (7) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, *Model Business Corporation Act Annotated*, Vol. 2, St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1960, p. 356.
- (8) Federal Corporation Act, *Preliminary Draft*, 1943, 六十条一項④等。
- (9) Ralph J. Baker, *op. cit.*, p. 498 参照。
- (10) 上の脚註の区終に David R. Herwitz, *op. cit.*, pp. 797-799 に拠った。なほ、この書簡の差出人は公表されていなく。
- (11) American Bar Association, Committee on Corporate Laws, *Model Business Corporation Act Annotated*, Vol. 1, 2nd ed. St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1971, p. 476.
- (12) George D. Gibson, "Surplus, So What?: The Model Act Modernized," *Business Lawyer*, Vol. 17 (April 1962), pp. 476-499.
- (13) George D. Gibson, *op. cit.*, p. 476.
- (14) George D. Gibson, *op. cit.*, p. 481.
- (15) George D. Gibson, *op. cit.*, pp. 481-483.
- (16) この案件に対する批評は以下の次の参照。Richard O. Kummert, "The Financial Provisions of the New Washington Business Corporation Act: Part II," *Washington Law Review*, Vol. 42 (1966), p. 144.
- (17) George D. Gibson, *op. cit.*, p. 483.
- (18) これと同内容の改正は一九六九年までに、コネチカット、メリーランド、モンタナ、ニュージャージー、ニューメキシコ、オレゴン、サウスダコタ、テキサス、ヴァージニア、ワシントン、ウィスコンシンの諸州で行われた。
- (19) William P. Hackney, "Financial Accounting for Parents and Subsidiaries—A New Approach to Consolidated Statements," *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 25 (Oct. 1963), p. 9. 注4、Ralph J. Baker, *op. cit.*, p. 498. なほ「連結財務諸表と配当可能利益との関係については次を参照された」。拙稿「連結財務諸表と配当可能利益」会計「一一」巻四

号(一九八二年四月)、七六一九四頁。

- (20) 一九五九年改正前の法律については、Purdon's Pennsylvania Statutes Annotated, 1958 を用いた。
- (21) John Mulford, "Corporate Distributions to Shareholders and Other Amendments to the Pennsylvania Business Corporation Law," *University of Pennsylvania Law Review*, Vol. 106 (Fall 1958), p. 536.
- (22) William P. Hackney, *op. cit.*, p. 15.
- (23) William P. Hackney, "The Pennsylvania Business Corporation Law Amendments," *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 19 (Fall 1957), p. 72, n. 74.
- (24) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), p. 15.
- (25) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), pp. 16-17 参照。
- (26) もろくも連結財務諸表上は、当該企業結合が持分ブローリングとみなされる場合には、子会社の利益剰余金は連結利益剰余金として示される。
- このように親会社の帳簿上では資本剰余金として処理し、連結財務諸表上では利益剰余金として示す方法は例えば R. E. Perry 以下のご提言をねじらぬ。Raymond E. Perry, "Pooling of Interests," *The Quarterly* (Touche, Ross, Batley & Smart), Vol. 8 (December 1962), p. 11.
- (27) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), pp. 17-18.
- (28) 六三年改正法のごとくは、Purdon's Pennsylvania Statutes Annotated, 1967 を用いた。
- (29) これら二つの処理法以外に、時価法 (market value method) があるが、ごごとはそれを取りもげる必要はなからぬ。
- (30) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), pp. 19-20.
- (31) なお一九六三年改正法の起草にあたったメンシルヴァニア法曹協会の会社法委員会の報告書は、七〇二条 A 項(4)号制定の意図の一つが、子会社による親会社への配当に課せられる連邦所得税を免れさせる点にあったことを指摘している。この点を立法趣意として見做せなからざる。Corporation Law Committee of the Pennsylvania Bar Association, "Report of the Corporation Law Committee," *Pennsylvania Bar Association Quarterly*, Vol. 34 (January 1963), p. 421.

- (32) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), p. 34.
- (33) William P. Hackney, *op. cit.* (1963), p. 34.
- (34) Edward M. Bullard, "Corporate Accounting and the Law," *Washington University Law Quarterly*, Vol. 1953 (Feb. 1953), p. 52.
- (35) William P. Hackney, "The Financial Provisions of the Model Business Corporation Act," *Harvard Law Review*, Vol. 70 (June 1957), p. 1377.
- (36) The Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, Chicago: The Foundation Press, Inc., 1934, pp. 254-255. 注(1) これと同じ説明が一九四七年版注釈書にもみられる(二八一—二八二頁)。
- (37) ここに述べられている合併本質観を会計研究公報第四八号のインフラプラン六に記述されている持分フリーzing概念と比較対照してみれば、両者がいかに類似しているかがわかるであろう。
- (38) 強行規定と任意規定の意義については、つぎあたり次を参照。William P. Statsky, *Legislative Analysis: How to Use Statutes and Regulations*, St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1975, ch. 10.
- (39) ただし六九条一項(ロ)号に準拠して算出された配当可能利益を超えて配当した場合にはもちろん取締役は違法配当責任に問われるが、それは四一条の配当規定に違背したことによるものであって、六九条一項(ロ)号とは何ら関係ない。
- (40) R. James Gornley, *op. cit.*, p. 412.
- (41) 六七年改正法(1937)は、七五年版の注釈書に掲載されている条文を用いた。
- (42) William P. Hackney, "Accounting for Mergers and Acquisitions under the New Jersey Business Corporation Act," *Rutgers Law Review*, Vol. 23 (Summer 1969), p. 697 参照。
- (43) R. James Gornley, *op. cit.*, pp. 417-418.
- (44) Charles W. Murdoch & the Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, 3rd ed., St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1975, p. 155 参照。

- (45) Charles W. Murdock & the Corporation Law Committee, *op. cit.*, pp. 154-155 参照。
- (46) Charles W. Murdock & the Corporation Law Committee, *op. cit.*, p. 151 参照。
- (47) Charles W. Murdock & the Corporation Law Committee, *op. cit.*, p. 153 参照。

第八節 会計原則と会社法企業結合会計規定

一 会社法の立場からする会計原則の解釈

前節では、第一に企業結合をめぐるG A A Pの発展に伴って、それと会社法との間に乖離が生じたこと、第二にこの乖離を埋めるために会社法は一九六〇年代に入りその企業結合会計規定を改正したこと、そして第三にそのような改正の結果、似て非なる三つのタイプの企業結合会計規定が生まれたことを明らかにした。そこで本節では改めて、前節で論じ足りなかった点ならびにとりわけ持分プリーング会計をめぐる原則と会社法企業結合会計規定との関係を掘り下げて論ずることにしたい。

まず第一に明らかにすべきことは、等しくG A A Pへの対応をはかりながら、なぜ異なる三つのタイプの企業結合会計規定が生まれたのかということである。私見によれば、そのそもその原因は会計研究会報第四八号の中のパラグラフ一〇で指示されている原則の不十分さ、および会社法の改正起草者によるその原則の解釈の相違にあった。以下、私見を敷衍論証する。

上記原則は前に示したが、念のためもう一度ここに掲げておく。

「一つまたはそれ以上の結合当事会社の子会社として引続き存続し、かつその結合が持分プリーングの要件に合致する場合には、連結貸借対照表において利益剰余金を合算するのが適当である。」(傍点は伊藤)

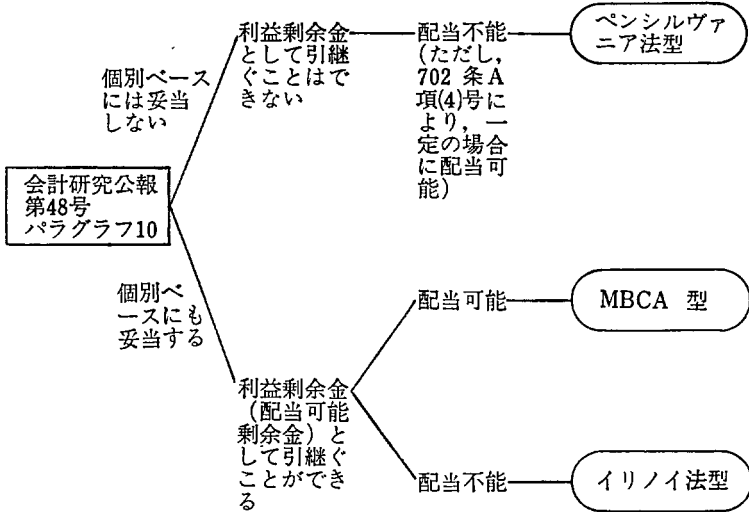
実は各タイプの会社法の起草者は、この原則とりわけ傍点部分に対して会社法の立場、具体的にいえば配当可能利益の算定という観点からそれぞれ異なった解釈を下したのである、まずMBCAの起草者は、「真の救済策は求められる結果——利益剰余金の承継——に目を向けることである」との判断のもとに、この原則を連結貸借対照表のみならず個別貸借対照表にも妥当すると広く解釈したのである。このような解釈に基づけば、子会社の利益剰余金は親会社の帳簿上に引継ぐことができ、さらに実際にそれを配当として支払うことができることはいうまでもない。改正法の十九条三項はこのような解釈の法文化にほかならない。

これに対しベンシルヴァニア改正法の起草者は、当該原則は「残念ながら連結財務諸表に妥当する会計原則しか表明しなかった」ため、「会計研究公報第四八号によって要求される剰余金の会計は子会社の取得日およびその取得日と清算日との間の期間中は、個別会社ベースでは実行しえないことが明らかである」⁽¹⁾と解釈したのである。⁽²⁾同法七〇四条F項の保守性は、このような解釈に由来する。

他方、イリノイ法の起草者は当該原則をMBCAと同じく個別ベースにも妥当するものと解釈し、利益剰余金の親会社帳簿への引継を認めながらも、その配当可能性についてMBCAとは異なる立場を貫いたのである。なお、このようなイリノイ法の立場はベンシルヴァニア法の立場とも異なる。なぜなら後者のもとでは子会社の利益剰余金は、配当はおろか利益剰余金として親会社の帳簿に引継ぐこともできないからである。⁽³⁾

以上の三つの類型を图示すれば次ページのようになる。

明らかに、会社法が異なるタイプの規定を設けるに至った原因の一半は、会計研究公報第四八号が持分プリーニングとみなされる子会社取得取引における利益剰余金の承継が個別ベースにも妥当するか否かについて何ら言及しなかったことにあり、もとはといえば、企業結合をめぐるGAPPが法的配慮の放棄を表明したことにある。



では法的観点を離れて会計原則ないし会計学上の通説は、持分ブリーディングとみなされる子会社取得取引において子会社の利益剰余金を親会社の帳簿上でいかに処理することを要求するのである。この点につき会計学テキストの説くところは区々であって、必ずしも唯一の通説ないし支配的処理法が確立されているわけではない。

いうまでもなく、この利益剰余金の処理法は借方側の子会社投資勘定の処理法と密接な関連をもつ。まず投資勘定については、なかには発行株式の市価で記録する処理法を代替的方法として示すテキストもあるにはあるが、大部分は額面法⁽⁴⁾か簿価法⁽⁶⁾によっている。既に述べたように、額面法によれば子会社の利益剰余金を親会社の帳簿上でどのように処理するかという厄介な問題を回避できるが、簿価法によった場合にはこの問題を避けて通れない。

簿価法を採るテキストのなかには子会社の利益剰余金を資本剰余金として処理する方法を示すものもあるが、大部分はそれを親会社の帳簿上も利益剰余金として引継いでいる⁽⁸⁾。したがって要するに、投資勘定を発行株式の額面価額で計上する方法(貸方は全額資本金)、および投資勘定を簿価で計上し子会社の利益剰余金を親会

社の帳簿上にそのまま引継ぐという処理法が、比較的多くの論者によって唱えられているわけである。

ところで、このように種々の処理法が存在するのは、もちろんG A A Pが特定の処理法を勧告していないことにもよるが、私見によれば、それ以外にも一つの重要な要因がある。それは、いずれの処理法によるうが連結貸借対照表の結果がすべて同一になるという事実である。⁽⁹⁾

企業の会計報告を連結ベースで行うことが義務づけられ一般化しているアメリカにおいては、このような個別ベースでの処理法の多様性はさしたる混乱をもたらさないが、会社法の結合会計規定および配当計算規定との関係で重大な問題を生ぜしめる。なぜなら会社法計算規定の重要な任務である配当可能利益の算定はもっぱら個別財務諸表に依拠しなければならず、したがってたとえ連結財務諸表が同一となるとしても、個別ベースでの処理法を無差別に選択してよいというわけではないからである。すなわち、M B C A型やイリノイ法型に属する会社法のもとでは、投資勘定を簿価によって計上し子会社の利益剰余金をそのまま承継する処理法が認められるが、ペンシルヴァニア法型に属する会社法のもとでは、簿価法によって子会社の利益剰余金を親会社の帳簿上で資本剰余金として処理するか、あるいは額価法が要求されるのである。⁽¹⁰⁾

二 持分プリーング会計と会社法

既にわれわれは前章第四節で、会社法合併会計規定の解釈論として二つの相対立する見解があったことを明らかにした。一つは、会社法は資本醸出説を唯一正当な合併の会計処理法と考えながらも、合併後の配当可能財源に対する政策的配慮から利益剰余金の承継を例外的に認めたとする解釈論。もう一つは、会社法は権利義務の包括的移転という合併法の意図からその当然の帰結として、後に持分プリーングと呼ばれるに至った会計処理法を立法化したとする

解釈論である。

ところで、この後者の解釈論はまた、会社法における合併の本質観ないし概念からも導かれうる。例えば前節で示したイリノイ事業会社法の一九三四年版および四七年版の注釈書で述べられている合併本質観がそれである⁽¹¹⁾。そして注目すべきは、このような本質観ないし概念は、会計専門家やG A A Pによって説かれる持分プリーング概念と軌を一にすることである。すなわち、会計専門家は持分プリーングを、経済的内実を伴わない株式の交換による株主持分の結合ないし被結合会社の結合会社における存続とみるのである。また会計研究公報第四八号も「持分プリーング概念の根底にあるものは、すべての結合当事会社が一つの企業の中で存続するという前提である」(パラグラフ六)と述べている⁽¹²⁾。

このような会社法における合併本質観と会計原則における持分プリーング概念との符合は、消滅会社ないし被取得会社の利益剰余金の承継について明文規定を設けている会社法は持分プリーング会計を具体化ないし立法化したものであるとする解釈論の正当性を裏づけるものである。否、企業結合会計の歴史を振り返ってみるならば、逆に会社法における合併本質観ないし合併法の意図が企業会計における持分プリーング会計の原形を与え、その成立の契機となったというべきである。このことを過去の歴史をたどりながら、以下に説明しよう。

前章で述べたように、持分プリーング会計(ただし、二元論におけるそれではない)の嚆矢をなす Wildman & Powell の所説の基礎を提供したものは合併法の意図であり、さらにこれを最初に条文化した一九二七年ウイスコンシン会社法の一八二・一四条であった。その後 Wildman & Powell 説は一九二九年オハイオ一般会社法に反映され、やがてそのような利益剰余金承継規定はカリフォルニア、イリノイ、ペンシルヴァニア、ミネソタ等の州会社法に登場した。そして、このような事情を背景に代表的な会計専門家 Montgomery もその著書の第五版(一九三四年)で

初めて、州会社法を根拠として合併における利益剰余金の承継を支持した⁽¹³⁾。以上の経緯は、持分ブリーディング会計のもそもその起源が会社法にあることを端的に物語っている。

他方、このような企業承継説を基礎とする利益剰余金承継支持論は当然のことながら、当時支配的だった資本醸出説との対立を招いた。しかしこの対立は、Sunley & Pinkerton や Kohler の原初的二元論によって止揚された。さらに、このような二元論は一九四〇年代中頃以後より精緻な理論に高められ、やがて一九五〇年代に入り A I C P A の公式的意見として結実したのである。

ところが、このようにもともとは合併法の意図に由来する持分ブリーディング会計は、一九三〇年代以降いわば独り歩きを始め会社法と独立に論議されるようになったため⁽¹⁴⁾、両者のつながりが不問に付されてしまったのである。しかし一九五〇年代に入り一連の会計研究公報が公表され、法律家や立法担当者の間にも持分ブリーディング概念や会計の意義が理解されるに伴って、法律家や会計専門家とりわけ前者によって持分ブリーディング概念または会計と会社法における利益剰余金承継規定との関係が意識的に論じられるようになった。その結果、一九五〇年代から六〇年代にかけて会社法における利益剰余金承継規定は持分ブリーディング会計と軌を一にするものであることが、彼らによって認識されるようになったわけである⁽¹⁵⁾。

こうした中で一九五七年に公報第四八号が公表されたことから、当時の会社法合併会計規定と G A A P との間に乖離が生じたため、持分ブリーディング会計のもそもその由来とは逆に、会社法のほうが G A A P における持分ブリーディング会計を採り入れたのである。例えば法学者 H. Kripke は Catlett & Olson 著『のれんの会計』(会計調査研究第十号)に対する論評の中で「多くの会社法は持分ブリーディング概念を具体化している」という題の一節を設けて、会社法が持分ブリーディング会計を積極的に導入したことを指摘しているし⁽¹⁶⁾、また M B C A 六二年改正法の起草にあたった C P A

son やシカゴ法曹協会の会社法委員会も、会社法の立場を貫きながらも持分プリーング会計をできるだけ採り入れたことを明言している。

では企業結合における利益剰余金の承継を明文化している会社法は、もっぱら合併法の意図や合併本質観だけに基づいて、あるいはG A A Pとの調和だけを意図して持分プリーング会計を立法化したのであろうか。この疑問に対しては、次のGibsonの説明が有力な解決の糸口を与えてくれる。

「同法(M B C A——伊藤注)は、もしアップ・トゥー・デートなものとされなければ、持分プリーング後の将来の配当に対する重大な障害となり、その結果、会社の成長を不必要に阻害することになりかねない。」⁽¹⁷⁾

この説明は先に述べたMononのいう政策的配慮を想起させる。すなわち、従来の合併以外の企業結合にも持分プリーング会計を許容するにあたっては、そうしないと結合会社の一株当たり配当可能利益の希薄化を招き配当支払を圧迫することから、後の資金調達や企業の成長・拡大を阻害する恐れがあるという政策的配慮も働いたというわけである。

以上から先に挙げた二つの解釈論はそれぞれ一面の真理をいい当ててはいるものの、いずれも十全なものではなかったことが明らかとなった。つまり、持分プリーング会計と軌を一にする会社法結合会計規定は、一方で合併法の意図ないし合併本質観に拠りながら、他方で企業結合の配当への影響という政策的配慮から立法化されたのである。

三 会社法における持分プリーング会計と資産評価——会社法の伝統に対する挑戦——

これまでの論述から明らかのように、会計原則では、被結合会社の利益剰余金を結合会社の帳簿上でいかに処理するかという側面と、被結合会社の資産を結合会社の帳簿上にいかなる価額で計上するかという側面とは密接不可分の

関係にあると考えられている。すなわち、被結合会社の株主持分の処理法と受入資産（取得株式）の評価法とが必然的に結びついてはじめて一つの企業結合会計をなすと考えられている。具体的にいうと次のようになる。ある企業結合が買収とみなされる場合には、受入資産（取得株式）はその公正価値で——ただし公正価値の決定方法は場合により異なる——で計上されるとともに、その全額が資本金と資本剰余金（または払込剰余金）に配分されなければならない。他方、企業結合が持分プーリングとみなされる場合には、受入資産（取得資産）はその帳簿価額で計上されるところに、被結合会社の利益剰余金は資本金に組入れられる場合を除き、そのまま引継がなければならない。

ところが、このような会計原則とは対照的に、一部の会社法を除く多くの会社法はもっぱら利益剰余金の取扱のみを規定し、他方の受入資産（取得株式）の評価については明文規定を置いていない。しかし、このことは先の会計原則に照らすと重大な意味をもつ。というのは会計原則のもとでは買収会計と持分プーリング会計との違いは、一方の剰余金の処理に關しても、結合会社の帳簿上に引継がれる剰余金の質（quality）——すなわち資本剰余金と利益剰余金の別——の違いのみならず、剰余金の量（quantity）——すなわち金額——の違いをも生むからである。⁽¹⁸⁾さらにまた、受入資産（取得資産）の評価という他方の問題は、単に貸借対照表価額の相違をもたらすのみならず、のれんの認識・評価および次期以降の損益計算に重大な影響を与える。

以上の理由から、会社法における受入資産（取得株式）の評価原則を考察することが必要不可欠である。ただ一部の例外を除いて、多くの会社法はこれについて明文規定を置いていないため、この問題の分析は利益剰余金承継規定やその他の関連条文からの類推解釈によらざるを得ない。⁽¹⁹⁾そこで以下、代表的なタイプの会社法を中心に考察を行う。ただし、以下ではもっぱら企業結合にあたり利益剰余金の承継が明文をもって認められる場合だけを考察の対象とする。

(A) 模範事業会社法

一九六二年改正法の意図が Gibson のいうように、会社法を積極的に持分プリーング会計に適合させることにあったこと、および利益剰余金の承継が明文をもって授權されていることから、MBCA は利益剰余金を引継ぐことができる。企業結合において被結合会社の資産をその帳簿価額で引継ぐことを認めていると解釈するのが通説である。⁽²¹⁾

しかし、このような通説的解釈に立った場合、少なくとも二つの問題ないし疑問が提起されている。まず第一は、当該企業結合が会社法上たとえ持分プリーングとみなされたとしても、受入資産の帳簿価額が発行する株式の額面価額を下回る場合（ただし受入資産の公正価値が額面価額を上回る場合）、果たしてそのような帳簿価額を引継ぐことができるかという問題である。このような場合たとえ受入資産の実際価値ないし公正価値が額面価額に等しいかあるいはそれを上回ると取締役が正当に申立てたとしても、果して当該株式は全額払込済と認められるであろうか。また、額面価額と帳簿価額との差額はいかなる勘定に借記すればよいのであろうか。被結合会社の利益剰余金か、それとも結合会社の利益剰余金か、あるいは資本剰余金か。

第二は、受入資産の帳簿価額が発行株式の公正価値（または受入資産の公正価値）を上回る場合、果たしてそのような帳簿価額の引継が法的に許されるかという問題である。⁽²²⁾

しかし私は、これらの問題は解決できると考える。以下、私見を説明する。

まず第一の問題について、この場合には当然、債権者または既存の株主から不服の申立がなされる可能性があるが、そのときには取締役が受入資産の公正価値に照らして当該株式が全額払込済であることを拳証することによって解決されようであらう。

総資産	\$ 110,000
	<hr/>
	<u>\$ 110,000</u>

負債	\$ 10,000
資本	40,000
利益剰余金	60,000
	<hr/>
	<u>\$ 110,000</u>

さらにまた、帳簿価額と額面価額との差額をいかなる勘定にチャージすべきかという問題は、持分プリーングの基本概念およびそれに基づく会計処理法によって解決できよう。そもそも持分プリーング(会計)とは、企業結合をあたかも当事会社が以前から一緒に事業活動を営んできたかのように処理しようというものである。⁽²⁴⁾したがってこの基本概念から、次のような処理手続が論理的に帰結される。被結合会社の既存の資本金と結合会社が発行する株式の額面価額(表示価額)との差額は、まず最初に被結合会社の資本剰余金にチャージし、それで足りないときは結合会社の資本剰余金にチャージし、さらにそれでも足りないときは被結合会社の利益剰余金に、最後に結合会社の利益剰余金にチャージすべきである。⁽²⁵⁾つまり資本組入が次の順序で行なわれるのである。「被結合会社の資本剰余金→結合会社の資本剰余金→被結合会社の利益剰余金→結合会社の利益剰余金。」

念のためこのことを具体例で示そう。

A会社はB会社の発行済株式のすべてと交換に一株当たり額面十二ドルの株式一〇、〇〇〇株を発行したとする。この企業結合は持分プリーングとみなされた。なおB会社の貸借対照表は上のようであったとする。

〈ケース1〉	A社資本剰余金が八〇、〇〇〇ドルと等しいか、またはそれを上回る場合				
(借)	B社投資	一〇〇、〇〇〇	(貸)	資本金	一二〇、〇〇〇
	(または純資産)			利益剰余金	六〇、〇〇〇
	資本剰余金—A	八〇、〇〇〇			
〈ケース2〉	A社資本剰余金が二〇、〇〇〇ドルよりも大きいが一〇、〇〇〇ドルよりも小さい				

(例えばA社資本剰余金が五〇、〇〇〇ドル) 場合

(借)	B社投資	一〇〇、〇〇〇	(貸)	資本金	一一〇、〇〇〇
-----	------	---------	-----	-----	---------

	資本剰余金—A	五〇、〇〇〇		利益剰余金	三〇、〇〇〇
--	---------	--------	--	-------	--------

〈ケース3〉 A社資本剰余金が二〇、〇〇〇ドルを下回る(例えばA社資本剰余金が一〇、〇〇〇ドル) 場合

(借)	B社投資	一〇〇、〇〇〇	(貸)	資本金	一二〇、〇〇〇
-----	------	---------	-----	-----	---------

	資本剰余金—A	一〇、〇〇〇			
--	---------	--------	--	--	--

	利益剰余金—A	一〇、〇〇〇			
--	---------	--------	--	--	--

つまり受入資産の帳簿価額が発行株式の額面価額を下回っても、上のように秩序正しく会計処理できるのである。

次に第二の問題、受入資産の帳簿価額が発行株式の公正価値(または受入資産の公正価値)を上回る場合の問題は、MBCAのもとでの取締役の免責規定(四三条三項)が解決の鍵となる。しかし、この規定は既に第三章第七節で紹介したので、結論だけを述べる。MBCAのもとでは四三条三項より、帳簿価額が公正価値と等しいか、またはそれを下回る場合には取締役は帳簿価額に基づいて配当可能財源を計算することができ、かつそれから配当しても違法配当責任を免れる。しかしながら帳簿価額が公正価値を上回る場合には、取締役はこの事実を知っている限り、当該資産の帳簿価額を公正価値にまで切下げなければならない。このことを先の第二の問題にあてはめると、受入資産の帳簿価額がその公正価値を超えるときは、取締役はその事実を知っている限り、その帳簿価額を引継ぐことはできないと結論することができる。

ところで、改めて会社法における資産評価の問題を考えると、それは相当に複雑な側面をもっていることがわかる。というのは会社法のもとでは、資産は少なくとも次の四つのそれぞれの脈絡ないし目的において評価されなけ

ればならないからである。

(イ) 発行された株式が全額払込済であるか否かを決定するため。

(ロ) 既存の株主が、新たに発行された株式に対して払込まれた資産の価値が十分であるかどうかについて不服を申立てることができるか否かを決定するため。

(ハ) 配当および自己株式の取得に関する規定のもとで剰余金額を決定するため。

(ニ) 会社の純利益を算定するための減価償却費や売上原価を決定するため。⁽²⁷⁾

これらのうち(イ)および(ロ)は明らかに、水割株や新株の発行対価の公正性⁽²⁸⁾という会社法に固有の問題を扱ったものである。これに対し(ハ)および(ニ)は剰余金や配当可能利益の計算といった、いわば法律と会計とが交錯する問題である。

では、会社法はこのような脈絡ないし目的に応じた資産評価の相違を容認するのであろうか。先の通説的解釈によれば、会社法は(イ)および(ロ)のもとの資産評価と(ハ)および(ニ)のもとの資産評価との相違を容認したことになる。しかしながらこのことは、発行済株式が全額払込済かどうかを決定するのに用いられた公正価値が剰余金および純利益の計算をも支配することを意図してきた会社法の伝統に照らして、画期的、いや革命的とさえいえるであろう。

(B) イリノイ事業会社法

既に明らかにしたようにイリノイ事業会社法は一九六七年の改正において、企業結合における受入資産の評価に関して明文規定を設けた。すなわち同法十九条四項によれば、企業結合(ただし、四一条一項(i)号によって配当可能剰余金の承継が認められる企業結合)に際し取締役会は発行する株式に対して受領する対価を(1)被結合会社の表示資本および払込剰余金の合計額、または(2)発行する株式の表示資本総額のいずれかより大きい額を下回らない額とするこ

とができる。

この規定の新設によって、一定の条件を満たす限り受入資産をその帳簿価額のまま引継ぐ道が開かれた。注釈書も、この規定が「企業結合の会計処理をめぐる弾力性を提供することを意図した」ものであることを指摘している。⁽²⁹⁾つまり従来イリノイ法は、合併以外の企業結合には受入資産を公正価値で評価することを要求していたが、会計原則がそのような企業結合（ただし持分プーリングとみなされる企業結合）にも受入資産を帳簿価額で引継ぐことを勧告したため、そのような処理の余地をイリノイ法にも認めようとしたわけである。ただし、この規定は帳簿価額での引継を許容しているにすぎないことに注意すべきである。したがってG A A Pよりはるかに弾力的な定めをしているわけである。

ところで、十九条四項では受入資産の計上額は(1)と(2)のいずれの額をも上回らなければならないと定められている。少なくとも(1)の額を超過すれば利益剰余金の承継が可能であり、このことは四一条一項(i)号で配当可能剰余金の承継を「ねばならない」と規定していることと照応する。さらに当該計上額が(2)の額を下回ってはならないという要件は、十七条の水割株防止規定との関連で設けられたものであろう。また、この要件によって、M B C Aにおいて直面した問題、すなわち受入資産の帳簿価額が発行株式の額面価額を下回る場合に帳簿価額での引継が許されるかという問題、およびその差額をいかに処理すべきかという問題を回避できることは注目に値する。

要するに、イリノイ事業会社法は、剰余金や配当可能利益を計算するための資産評価と水割株防止のための（および株式の発行対価の公正性を決定するための）資産評価との不一致を明文をもって許容したところに最大の特徴がある。

(C) ペンシルヴァニア事業会社法

ペンシルヴァニア法のもとで、企業結合（ただし利益剰余金の承継が認められる企業結合）における資産評価の側面がどのように考えられたかは、次の起草者 Hackney の言葉にハッキリとあらわれている。

「従前の利益剰余金を承継することを命令的に授権することは、そのような利益剰余金を生ぜしめる資産価額（すなわち帳簿価額——伊藤注）をもまた引継がなければならないことを要求することになるといふ理論に立って、利益剰余金の承継を単に授権するにとどめた。⁽³⁰⁾」

つまりペンシルヴァニア法の起草者は、「持分プーリング——帳簿価額での資産の引継——利益剰余金の承継」という結びつきを明確に認識して、利益剰余金の承継を許容したというわけである。裏返していえば、利益剰余金を承継する場合には、帳簿価額で被結合会社の資産を引継ぐことを前提していたのである。

(D) ノース・カロライナ事業会社法

最後にぜひともノース・カロライナ事業会社法にふれなければならない。

同法は従来、法律上の合併および株式をもってする他会社株式の全資産の購入に限って利益剰余金の承継を許容していたが、一九七三年の改正によって株式をもってする他会社株式の全部またはほぼ全部の取得にもこの権利を拡張した。ところで、同法は「近年の法典編纂の中で最も興味深くかつ斬新なものの一つ」であり、「財務会計に関するその後のあらゆる改正の基礎資料として用いられてきた」⁽³¹⁾「会社法中の白眉として高く評価されているものである。しかし、そうした同法における眼目は何といっても四九条(b)項⁽³²⁾の次の規定であらう。⁽³³⁾

「本法の規定により、別段の基準が要求されているか、または追加的な制限が課されている場合を除き、配当または

会社資産の株主へのもしくは株主のための分配ないし引出の適法性を決定する目的のためには、会社の資産は、これを会社が行う事業の種類に応じた健全な会計慣行の一般に認められた原則 (Generally accepted principles of sound accounting practice) に従って帳簿に記録しなければならぬ。」

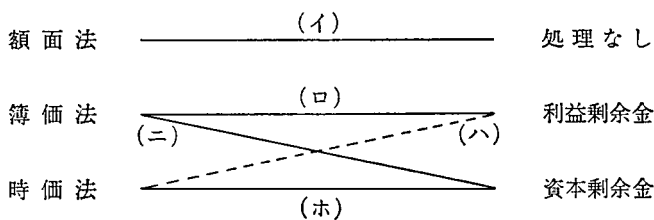
この規定は配当可能利益の計算における資産の評価方法を、明文をもって「健全な会計慣行の一般に認められた原則」にゆだねている点で極めて斬新なものである。そして、われわれの問題意識との関係で重要なことは、ノース・カロライナ法は企業結合における受入資産の評価方法について何の明文規定も置いていないので、それについては上掲の規定が適用されることになるということである。いうまでもなく、この点に関する「健全な会計慣行の一般に認められた原則」はこれまでにみてきたG A A Pと一致するものであり、したがって同法のもとでは明らかに「買収——受入資産の公正価値評価——利益剰余金の資本化、持分プーリング——帳簿価額での受入資産の引継——利益剰余金の承継」という結びつきの会計処理が保証されていることになる。

以上の考察から次のことが明らかとなった。一部の例外を除いて大部分の州会社は、企業結合における資産評価について直接的に言及することを避けているにもかかわらず、会計原則における資産評価原則が明示的あるいは暗黙のうちには会社法で要求ないし予定されているのかかわらず、持分プーリング会計における資産評価原則の会社法への導入は、株式の水割を防止し、信託基金としての資本の減損を禁止するために行われる公正価値による資産の原始評価額が、剰余金および配当可能利益の計算をも支配してきた会社法の伝統に一つの変革をもたらしたのである。

(一) William P. Hackney, "Financial Accounting for Parents and Subsidiaries — A New Approach to Consolidated Statement," *University of Pittsburgh Law Review*, Vol. 25 (October 1963), p. 16; William P. Hackney, "Accounting

利益剰余金の処理法

投資勘定の処理法



- for Mergers and Acquisitions under the New Jersey Business Corporation Act," *Rutgers Law Review*, Vol. 23 (Summer 1969), p. 700.
- (2) 谷本 正吉の著述に於て T. J. Fiflis & H. Kripke の著述を以て参照せよ。Ted J. Fiflis & Homer Kripke, *Accounting for Business Lawyers*, St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1971, p. 557.
- (3) ただこの點に於ては、本誌に附録を以て先づきを記すべし。以下は、その要約をなす。
- (4) Walter B. Meigs, Charles E. Johnson & Thomas F. Keller, *Advanced Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1966, pp. 357-361.
- (5) 西沢 正三 H. A. Finney & Herbert E. Miller, *Principles of Accounting—Advanced*, 5th ed., Englewood Cliffs, New York: Prentice-Hall, Inc., 1960, pp. 472-473; Harry Simons & Wilbert E. Karrenbrock, *Advanced Accounting — Comprehensive Volume*, Cincinnati, Ohio: South-Western Publishing Company, 4th ed., 1968, pp. 329-330; Charles H. Griffin, Thomas H. Williams & Kermit D. Larson, *Advanced Accounting*, rev. ed., Homewood, Illinois: Richard D. Irwin, 1971, p. 311.
- (6) Sidney Davidson, ed., *Handbook of Modern Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1970, ch 32, p. 19; Ronald Copeland, D. Larry Crumley & Joseph F. Wojdak, *Advanced Accounting*, Hinsdale, Illinois: Dryden Press, 1971, pp. 66-67; Walter B. Meigs, A. N. Mosich & E. John Larsen, *Modern Advanced Accounting*, New York: McGraw-Hill Book Company, 1975, pp. 182-185; Andrew A. Haried, Leroy F. Imdieke & Ralph E. Smith, *Advanced Accounting*, New York: John Wiley & Sons, Inc., 1979, pp. 45-49.

	B 社	S 社
総資産	\$ 550,000	\$ 228,000
負債	\$ 50,000	\$ 28,000
資本金 (額面 \$ 100)	300,000	100,000
資本剰余金	50,000	
留保利益	150,000	100,000
総負債および資本	\$ 550,000	\$ 228,000

(7) Walter B. Meigs, Charles E. Johnson & Thomas F. Keller, *op. cit.*, pp. 357-361.
 (8) 注(6)に同じ。以上の結びつきを图示すると前頁の図のようになる(太線は比較的多くの論者によって唱えられているものである)。

私の調べた限りでは、(6)の処理法を示すテキストはないが、しかしこの結びつきも可能である。なお私自身は、持分ブリーディング概念および合併の処理法との一貫性という観点から簿価法を最良と考える。ただし簿価法をとる処理法(甲)と(乙)のうちいずれを選択するかは、当該州会社法の結合会計規定および配当計算規定によって決定される。

(9) このことを以下に実証しよう。なお、以下の例は Walter B. Meigs, Charles E. Johnson & Thomas F. Keller, *op. cit.*, 357-361 から採ったものである(ただし仕訳を除く)。

一九×一年一月一日におけるB社とS社の要約貸借対照表は上のようであったとする。B社は一九×一年一月一日にS社発行済普通株式一、〇〇〇株の九〇%にあたる九〇〇株と交換に自社の普通株式一、〇八〇株(現在の一株当りの市価は二〇〇ドル)を発行した。

以上の条件のもとに、注(8)で示した各処理法のもとにおける親会社の帳簿上での仕訳および連結消去仕訳を示すと次のようになる。

(イ)			
ⓐ (借)	S 社投資	一〇八、〇〇〇	(貸) 資本金
	資本金—S	一〇〇、〇〇〇	(貸) S 社投資
ⓑ (借)	留保利益—S	一〇、〇〇〇	少数株主持分
	資本剰余金—S	一八、〇〇〇	
(ロ)			
ⓒ (借)	S 社投資	一八〇、〇〇〇	(貸) 資本金
	資本剰余金	一八、〇〇〇	(貸) 留保利益
			一〇八、〇〇〇
			九〇、〇〇〇

	⑤ (借)	資本金—S	一〇〇、〇〇〇	(貸)	S社投資	一八〇、〇〇〇
		留保利益—S	一〇〇、〇〇〇		少数株主持分	二〇、〇〇〇
	(六)					
	⑥ (借)	S社投資	二二六、〇〇〇	(貸)	資本金	一〇八、〇〇〇
					留保利益	九〇、〇〇〇
					資本剰余金	一八、〇〇〇
	⑦ (借)	資本金—S	一〇〇、〇〇〇	(貸)	S社投資	二二六、〇〇〇
		留保利益—S	一〇〇、〇〇〇		少数株主持分	二〇、〇〇〇
		資本剰余金—S	三六、〇〇〇			
	(三)					
	⑧ (借)	S社投資	一八〇、〇〇〇	(貸)	資本金	一〇八、〇〇〇
					資本剰余金	七二、〇〇〇
	⑨ (借)	資本金—S	一〇〇、〇〇〇	(貸)	S社投資	一八〇、〇〇〇
		留保利益—S	一〇、〇〇〇		少数株主持分	二〇、〇〇〇
		資本剰余金—S	九〇、〇〇〇			
	(ホ)					
	⑩ (借)	S社投資	二一六、〇〇〇	(貸)	資本金	一〇八、〇〇〇
					資本剰余金	一〇八、〇〇〇
	⑪ (借)	資本金—S	一〇〇、〇〇〇	(貸)	S社投資	二一六、〇〇〇
		留保利益—S	一〇、〇〇〇		少数株主持分	二〇、〇〇〇
		資本剰余金—S	一六、〇〇〇			

以上の各仕訳を連結精算表に記入すれば、それぞれ同一の連結貸借対照表が導かれる(連結精算表は省略)。

- (10) この点を明確に認識した会計専門家として R. E. Perry を挙げることはできない。
なお、前節注(26)参照。
- (11) 本論文一四九頁を参照。
- (12) 前節注(37)参照。
- (13) Robert H. Montgomery, *Auditing Theory and Practice*, 5th ed., New York: The Ronald Press Company, 1934, pp. 416-417. 同書の第4版では、合併における利益剰余金の承継に関する論議は全くなされなかった。
- (14) この例外は Sunley & Pinkerton を Montgomery による。
- (15) ただし、その生成の段階にまで遡って分析した論者はほとんどなく、その解釈もいさか皮相的である。
- (16) Comments of Homer Kripke, in George R. Cattet & Norman O. Olson, "Accounting for Goodwill," *Accounting Research Study No. 10*, 1968, p. 135.
- (17) George D. Gibson, "Surplus, So What?: The Model Act Modernized," *Business Lawyer*, Vol. 17 (April 1962), p. 477.
- (18) William P. Hackney, *op. cit.* (1969), p. 692. #47 George R. Cattet & Norman O. Olson, *op. cit.*, pp. 51-54.
- (19) Ted J. Fiflis & Homer Kripke, *op. cit.*, p. 558; David R. Herwitz, *Business Planning*, Brooklyn, New York: The Foundation Press, Inc., 1966, p. 801.
- (20) なぜなら帳簿価額で引継がなると、利益剰余金を承継すべきなり場合が生ずるからである。
- (21) William P. Hackney, "Accounting Principles in Corporation Law," *Law and Contemporary Problems*, Vol. 30 (Autumn 1965), p. 816; Richard O. Kummert, "The Financial Provisions of the New Washington Business Corporation Act. Part II," *Washington Law Review*, Vol. 42 (1966), p. 142, n. 429; Ted J. Fiflis & Homer Kripke, *op. cit.*, p. 558.

ただし、このように帳簿価額での引継ぎを認めるとしても、受入資産の公正価値を全く顧慮しなくてもよいというわけではない。この公正価値の決定は、発行した株式に対して受領した対価が十分であるか否か、すなわち全額払込済か否かを判定す

- をさし不問次だからいふ(Richard O. Kummart, *op. cit.*, p. 142, n. 429)。
- (22) William P. Hackney, *op. cit.* (1965), pp. 816-817; *op. cit.* (1969), pp. 710-711.
- (23) このような帳簿価額での引継は文字どおりの水割株に該当するものではないが、水割株を防止する法理念に照らす限り、資産をその公正価値を上回る額で計上することは許されなうであらう。
- (24) David R. Herwitz, *op. cit.*, p. 785.
- (25) cf. Ronald Copeland et al., *op. cit.*, pp. 66-67, Walter B. Meigs, A. N. Mosich & E. John Larsen, *op. cit.*, p. 135; ARB No. 48, par. 11.
- (26) 拙稿「アメリカ株式会社会計制度の史的構造(一)」一橋大学研究年報・商学研究23、一九八二年、一八三頁参照。
- (27) William P. Hackney, *op. cit.*, (1969), p. 694; *op. cit.* (1965), pp. 814-815.
- (28) ノーブルとゴットホルフ E. Merrick Dodd, "Fair and Equitable Recapitalizations," *Harvard Law Review*, Vol. 55 (March 1942), pp. 780-812 参照。
- (29) Charles W. Murdock & the Corporation Law Committee of the Chicago Bar Association, *The Illinois Business Corporation Act Annotated*, 3rd ed., St. Paul, Minnesota: West Publishing Co., 1975, pp. 155-156.
- (30) William P. Hackney, *op. cit.*, (1969), p. 698.
- (31) William P. Hackney, *op. cit.* (1969), p. 695.
- (32) 同条は「剰余金、純利益および資産の評価」を定めたものである。
- (33) 一九七三年ノース・カロライナ事業会社法にうけては、The General Statutes of North Carolina, 1973, Vol. 2B (1975 Replacement Volume) を用じた。

(未完)